

平成28年第4回(12月)大郷町議会定例会会議録第2号

平成28年12月8日(木)

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	石川壽和君
5番	若生寛君	6番	赤間滋君
7番	和賀直義君	8番	高橋重信君
9番	石垣正博君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	赤間正幸君	副町長	吉田喜久夫君
教育長	大友正隆君	総務課長	小畑正勝君
企画財政課長	千葉伸吾君	まちづくり推進課長	遠藤龍太郎君
税務課長	武藤弘子君	町民課長	鎌田光一君
保健福祉課長	残間俊典君	農政商工課長	伊藤長治君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	熊谷智子君
教育課長	浅野辰夫君	公民館長	遠藤努君

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 千葉恭啓 主事 佐藤聖大

議事日程第1号

平成28年12月8日(木曜日) 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問〔3人 4件〕
日程第3 議案第66号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に

		関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 67号	特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 68号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 69号	大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 70号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 71号	大郷町税条例の一部改正について
日程第 9	議案第 72号	大郷町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 10	議案第 73号	大郷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 11	議案第 74号	大郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 12	議案第 75号	大郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 13	議案第 76号	大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
日程第 14	議案第 77号	大郷町農業労働力調整協議会条例の廃止について
日程第 15	議案第 78号	和解及び損害賠償の額の決定について
日程第 16	議案第 79号	財産の貸付について
日程第 17	議案第 80号	工事請負契約の締結について
日程第 18	議案第 81号	工事請負変更契約の締結について
日程第 19	議案第 82号	平成28年度大郷町一般会計補正予算（第5号）
日程第 20	議案第 83号	平成28年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 21	議案第 84号	平成28年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 2 2	議案第 8 5 号	平成 2 8 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 3	議案第 8 6 号	平成 2 8 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 4	議案第 8 7 号	平成 2 8 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 5	議案第 8 8 号	平成 2 8 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 6	議案第 8 9 号	平成 2 8 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 3 号）

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	一般質問〔3人 4件〕	
日程第 3	議案第 6 6 号	大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 6 7 号	特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 6 8 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 6 9 号	大郷町企業職員の給与の書類及び基準に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 7 0 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 7 1 号	大郷町税条例の一部改正について
日程第 9	議案第 7 2 号	大郷町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 1 0	議案第 7 3 号	大郷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 1 1	議案第 7 4 号	大郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 1 2	議案第 7 5 号	大郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条

例の一部改正について

- 日程第13 議案第76号 大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第77号 大郷町農業労働力調整協議会条例の廃止について
- 日程第15 議案第78号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第16 議案第79号 財産の貸付について
- 日程第17 議案第80号 工事請負契約の締結について
- 日程第18 議案第81号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第19 議案第82号 平成28年度大郷町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第20 議案第83号 平成28年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第84号 平成28年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第85号 平成28年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第86号 平成28年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第87号 平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第88号 平成28年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第89号 平成28年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）

午 前 10時00分 開 会

議長（石川良彦君） ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、5番若生 寛議員、6番赤間 滋議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（石川良彦君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

冒頭に、今、町長から放射性廃棄物の焼却について話しありましたが、一言だけ申し上げておきたいんですが、全員協議会で説明ありましたが、その後におきまして協議会として意思表示した経過はありませんので、多数をとってどうのということなかったのも、その辺だけ議会の姿勢をまだ示された経過がないので、ひとつ慎重な対応をお願いしたいということをお知らせしておきます。

まず、通告について、1番、公共事業の工期についてお伺いします。

町内をいろいろ歩っておりますと、たまたま工期の延期が、延長がされている箇所が見受けられるわけですが、このことについて、5つの点について質問させていただきます。

1番目に、27年度から28年の11月末までの公共事業入札件数並びに事業工期の延期した件数と、その業者名についてお伺いしたいと思います。

2番目、事業工期延期の主な理由について、どのようなものが特に多いものなのか、その説明を求めたいと思います。

それから、3番目に事業工期の延期の申し立てについて、町ではどのような契約の中で取り決めをされているのか、改めてお聞きしておきたいと思います。

4つ目、町は工期の延長願を受理するに当たり、その際どういう取り決めをされているのか確認したいと思います。

5番目、事業工期の延期業者に対する、その後の入札参加などについて、これまで何らかのペナルティを講じているのか、違反金などはどのようなになってるのか、今後のあり方も含めてお伺いしたいと思います。

それから、大きな2つ目、味明ニュータウンの造成工事に伴う諸課題についてお聞きしたいと思います。前にですね、大郷町の開発調整会議が、調整開発会議が開かれたわけですが、その中でいろいろ業者の説明を聞く機会がありました。その中で次に申し上げます、この3つの点について、改めて執行部の考え方を聞きしておきたいと思います。民間活力を使っただけのまちづくりということで、それなりの評価もある反面、

いろいろな問題があるのではないということを踏まえながら質問させてもらいます。

1 番目に、味明ニュータウン開発業者の説明によりますと町の道路整備計画について、あると。その計画については、もう既に計画段階から承知していると大郷町の開発調整会議の席上で具体的に表明されております。さらには必要な土量まで示しております。味明ニュータウン宅地造成前の町道整備計画について、一体どうなっているのか、その構想を議会に示す必要があると思いますが、所見をお伺いしたいと思います。

それから、なぜ業者がそのような計画を知っているのか、私たちが知る前に業者が知っているという、その経過について調査し、業者からよく調査し、その答弁を求めたいと思います。

3 つ目は、宅地造成の事業工期を平成38年3月まで延期ということで調整会議に出されましたが、その後に宅地分譲計画をするという内容でしたが、このような書類が出されたことに対して町ではどのような考えを持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 千葉議員さんの質問に答弁をさせていただきたいと思えます。

公共事業の工期について答弁をいたします。

まず、1 の公共工事の入札件数等ですが、平成27年度においては73件、平成28年度は11月末までに40件の入札を執行しております。そのうち、事業工期を延期した件数につきましては、27年度分が24件、28年度分が平成28年11月末で3件の合計27件でございます。また、事業工期を延期している業者は町内6者、町外4者の合計10者でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長のほうから確認をいただければと思っております。

次に、工期延期の主な理由につきましては、台風や豪雨等天候不良による不稼働日が生じたこと、他工事等関連機関との協議調整に不測の日数を要したこと、農繁期等と重なり農道等の使用に制限を受けたことなどがございます。

次に、受注者の請求による工期の延長の御質問かと思いますが、工事請負契約書第21条の規定、いわゆる2つの質問で答弁いたしました延期理由を明示した書面によりまして発注者に対して工期延期の請求を行うこととしております。

次に、工期の延期願に対する対応でございますが、大郷町請負工事監督規程第16条の規定、いわゆる受注者から工事延期願の提出を受けた際には速やかに内容を聞き取り等調査しまして、監督員としての意見を付して執行者に提出するものとしております。

最後に、5の工期を延期した業者に対するペナルティ措置ですが、建設工事入札参加業者等指名停止要領には、履行遅延等の契約違反に関する明文の規定はなく、受注者の責に帰すべき理由により工期内に工事が完了できなかった場合は、工事請負契約書の規定により損害金の支払いを求めていく取り扱いとなっているものでございます。

今後も受注者の責に帰さない理由による工期の延長については、特段のペナルティ措置を講ずる予定はございません。

続きまして、味明ニュータウン関係の御質問にお答えをいたします。

まず、御質問の1につきましては、味明ニュータウン宅地造成に関する町道整備計画は、現在具体的な計画は持ち合わせておりません。ニュータウンに接続する道路の取りつけに関しましては、平成25年8月14日に開催した大郷町開発調整会議において、町道への接続は町の将来的な周辺の道路整備を考慮した上で決定していくと説明していることであり、この方針は変わりはありません。

2の御質問につきましては、ただいまの説明により御承知いただいたと思います。

次に、御質問の3、味明ニュータウンの事業内容、計画期間の変更同意に関する件につきましては、開発調整会議の意見を踏まえ早期の事業完了に向けて指導・監督してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（石川良彦君） はい、では答弁を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

ただいま町長が答弁した中でちょっと訂正ございまして、申しわけございません。町内6者に町外3者の合計9者でございます。よろしくお願いたします。大変申しわけございませんでした。

町内の業者の件でございますが、今回質問いただきました延期件数が27件の業者ということでございますが、工事ごとに施工業者、延期理由が違っておりますので、それぞれの内容につきましては、担当課のほうで御確認をいただければと思ってございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 課長、ただいまのやつ、一覧、私だけで結構ですので、

資料として、その業者名なり事業名ですね、延期されたやつ、提出お願いしたいんですが、議長、お取り計らいをお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） よろしいですか。（「担当課というのは企画ですか。どこでもいいんです。私、資料あればいいんです」の声あり）後ほどでよろしいんですね。（「お願いします」の声あり）

12番（千葉勇治君） 27年度の実数見ますと、この答弁書にもありますように73件の入札の中で24件が期間延長だということですが、割合からするとかなりのパーセンテージの仕事が延期されておるわけでございますが、このことについて2番目の回答では台風、豪雨、天候不良ということで、いわゆるガイドラインで定めてあるものに該当するということですが、その中でも24件というのは余りにも多過ぎると思うんですが、このことについてどのように考えてますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

27年度につきましては、ただいま御説明いたした24件でございます。そのうちの13件につきましては、9月9日から11日に発生いたしました台風18号及び豪雨災害の件でございまして、こちらの査定が11月末に実施してございます。それを踏まえまして事務手続等がありまして起工を1月25日、入札を2月15日に実施してございます。そのことによりまして実工期日数は、年度内は難しいということございまして、それに伴いまして24件のうち13件がそういった内容の延期となっております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） あとの13件については、11件ですか、11件については、いわゆるここでいう台風や豪雨、天候不良、ほかの他工事あるいは農繁期ということですが、その辺についての11件について。27年、特に。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

台風以外の11件につきましては、それぞれ個別にですね、この工事についてはどういったことというのは、今ちょっと手元に資料がないんですが、2のほうでお答えさせていただきましたとおり、こちらに記載しているとおり、台風、豪雨、天候不良、また関係機関、当然区長さん、地元との協議だったり土木事務所の協議だったり、あとは農繁期と重なることによって工事に支障、支障じゃないな、工事ができなくなるような状況がございまして、そういった内容での延期でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 2つ目の回答の中で農繁期等と重なり農道云々ということではありますが、これは発注する段階でとくと予測できたはずなんです。いわゆるこれは発注者側の責任があるということも考えられるわけですが、発注者として、当時の担当は課長でなかったわけですが、そういう点で町としても、発注する側としても、その辺はよく考慮した中での発注しないとかこういう期間の延長が出てくると思うんですが、その辺については、今どのような反省に立ってやってるんですか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

確かに発注した段階で農繁期等の場合も考慮されると思いますが、農繁期等終えまして工事を発注した場合に、例えば工場製作による工場製品等、そういったものに日数を要して年度をまたぐといったような場合も出てきますので、工期につきましては速やかに発注を行いまして、そういった工場製品の製作も間に合うことも発注時期の要因かと思えます。

ただ、あらかじめこういったことが予想される場合につきましては、今後発注時期等も検討いたしまして対応したいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今、高崎団地の造成工事が進められておりますが、先日あの周辺を通ったところ、いつの間にか工期が29年の1月30日、末でしたかに延びていると。造成の1期工事ですね。このことについては、いわゆるこのガイドラインで定めている天災、あるいは関連関係、あるいはその他3つほどあるようですが、その他受注者の責に帰することのできないことと、この辺について、どこに該当するんですか、この高崎団地の場合は。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

高崎団地につきましては、当初11月30日での工期でございました。造成に当たりまして国土交通省のほうで発注してございます河道掘削で出る土砂につきまして、こちらを流用することにより工事費を減額ということの中での事業を進めてございました。国土交通省との協議の中で、発生いたします土砂を使うということに対し、まず日数を要したことが1点、さらには9月にたび重なる台風等の影響によりまして実工事ができなかったことが主な要因でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先日の全協でも話しあったわけですが、河川の土を使う

ことについて、これはどちら側が、その利用について考え、国土交通省からどうのこうの指示があったというような話もあるんですが、これは発注者側はどういう主体性をもってるんですか。発注者が、その仕事を、その土をくれと動いてるものなのか、国のほうから頼まれてそういうことになったのか、その辺について。

私ね、問題なのは、それで工期がおくれることによって最終的なまちづくりへの何らかのマイナス的な、まあ金的には安くなるということも、一メリットもあるようですが、期間が延びることによるマイナスの問題も出てくるということ考慮した場合に、果たして今回の土の利用について、どういう形態でそういう流れになってるのか、その主体性はどんなってるんですか。町なんですか、それとも国なんですか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

まず、国土交通省の件につきましては、河道掘削工事がある中で、こういったことがあるので、もしよろしければ公共事業に使うこともいいのではないかとというような御相談をいただきました。町のほうでも、道路事業やそういった高崎団地造成工事等を検討した中で工事費が幾らでも、財源的なものが幾らでも負担が減るということを見据えた中で、それではぜひ使えるものであれば使いたいということで国土交通省にお願いをしております。

工期の件につきましては、そういったことで工期が延びて今後最終的にまちづくりがおくれるのではないかとというような御質問でございますが、検討した中で来年度いっぱい造成工事は終了し、30年4月からの分譲に間に合うであろうという判断のもとに今回に至っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 河川敷のいわゆる河道底上げですか、その事業というのは、もう去年から始まってのわけですね。そういう中であって国から言われる以前に、その土を使うということについて、発注者側としてもっと早くから手を上げることも十分に時間的にも可能ではなかったのかと思うんですが、町長、その辺について、若干おしてくれてるのではないかと。私たちも、何でせっかくある土を遠方に運んで、もっと利用する方法ないものかとよく思いながらもいたわけなんですけど、今そういうことを聞きますと町の発信がおしてくれてるのではないかとこの感じ受けるわけですが、ちょっとお聞きしたいんですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 河道掘削、今盛んに行われてるわけでありまして、その件につきましても国土交通省の北上、石巻ですか、事務所のほうから土の量について話がありました。そうした中で、ただ河川の土でございまして、さまざまな土の土質というんですか、その土質によって異なるわけでありまして、そうした中でどごにもかぐにも埋め立てするものではないということで、たまたまその中で今回の高崎団地に、あそこに適した土があるということで報告受けましたので、それではあそこに埋めましようということで、今回高崎団地に利用させていただいたわけでありまして、以前から公共事業があればという話はございました。しかし土が、さまざまな土があるということで、これも懸念されたということで、最終的にはいい土ということで高崎団地に搬入したということでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先ほどの回答見ますと、いわゆる契約する場合、受発注する場合の契約書の中で定めておかなければならないものの中で、たしか十四、五点あるわけですね。建設基準法、何法ですか、建設法っていうんですか、建設工事の請負契約の内容ということで、特に建設工事の請負契約の当事者は前条の規約、指針に従って云々っていうことで、この中で13番目に各当事者の履行の遅滞、その他債務不履行の場合における遅延利息あるいは違約金、その他の損害金について、契約する段階で書かなければならないことに、契約する条項に入れなければならないとなっておりますが、このことについては、今回のこれまでのいわゆる工事延期された、延長された業者に対してどのような、この13条に生かされてるわけですか、この13番目のやつが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

今、議員御質問の件につきましては、標準的な契約書の中の第46条というところに履行遅滞の場合における損害金として定めの方がございまして、これについては、発注者の責に帰すべき事由により工期内に工事が完了できなかった場合といったところでございまして、この条項の適用は、私の把握してる範囲内ではないと考えてございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） これは発注者だけで、いわゆる受ける側、受注者については責任ないわけですか。この建設法のいわゆる13番目の、この取り決めについては。各当事者ということになってるんですが、不履行という言葉

葉、本来発注者が不履行することないんでねすか。工事を頼まれた方が、いわゆるその約束に従って、もとづいて履行できなかった場合のことを言ってるんじゃないんですか。発注者の責に帰するということは、どう理解、これいんですか、これで。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） 受注者の責めに帰すべき理由により工事が工期内に終わらなかった……（「受注者でしょう」の声あり）受注者でございます。済みません。申しわけございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ですから受注者が、受注者の責めになるものは何もなかったということで理解していいわけですか。そうすると今回の27年、28年度のいわゆる二十数件の延期について、全ての延期については、何ら受注者には問題なかったと理解していいわけですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

受注者の責めによるものはございませんでした。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ただ、今回問題なかったとしても、もし問題が出てくることもあり得るわけで、そういう場合には、いわゆる法で定めている13条の要綱については、きちっと入れておかなければ違約金も何も、町が不利益をこうむっても何ら泣き寝入りせざるを得ないということになると思うんですが、この辺については契約事項に入っていないんですか、今の段階、これまでの中で。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

履行遅延の場合における損害金の規定としては、先ほど御説明した内容のとおりでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長、町として、発注者として万が一に備えてそういう違約金の問題についてもきちっと契約の中に入れておく必要あるんじゃないですか。どうなんですか。町長から。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） お答えいたします。

今、企画財政課長答弁したとおりですけれども、工事請負契約書の中に第46条ですね、履行遅滞の場合における損害金等ということで、受注

者の責めに帰すべき事由によって工期延期等々があった場合の損害の規定を規定しておりますので、現契約の中にです。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 規定しているということは、その金額なり具体的なものも、当然その事業の内容によって何%とか幾らかとか、その辺の具体的な内容は、どのように踏み込まれてるんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） それでは46条を読み上げますけれども、「損害金の額は請負代金額から部分引き渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ年2.9%の割合で加算した額とする」というふうとうたっております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） その辺のことを確認できましたので、なおさら今後ですね、今後ともこのような、今回確認したところでは、いわゆる受注者の責任によって問題、帰するところの原因によって延期されたものはないと。台風とか、あるいはその他関連、関係、あるいはこれに帰属するっていうんですか、その他受注者の責めに帰することのできない事由ということで、この3つの中でみな当てはまってるということでございますが、業者側から言わせれば、いわゆる回答2の農繁期等の農道云々ということについては、こういう制限が出てくれば、当然期間が延びると。そうすれば機械を置いておかなければならない、あるいはいろいろな問題で工事費の加算も出てくるようなことも時にあると思うんですが、これは間違いなく農道云々という問題については、発注者側の知り得た、あるいは予測できた問題から生じる工期の延長だと思うんですが、こういう場合には町として、今後も出てくると思うんですが、どのような業者から請求された場合の、損金として請求された場合に、どう対応する考えなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

農繁期等重なった場合に、こういった制限を受ける場合も確かにございます。

ただ、地元のほうから農道使えなくなっても、例えば用水が必要だからここだけはやってくれとか、そういった要望もございます。そういった中で全線でなくても一部復旧のためにちょっとだけ使わせてもらったりする場合も当然出てきます。業者のほうには、確かにそういったこと

もできなくて大変だという声も上がってございますが、その辺は業者のほうと協議をしながら、お互いが一番いい形での工事ができるように対応をさせていただきます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そういう点でも地元との話し合いですか、事業する場合もね、そういう点ではいろいろ今後ともそういうことは出てくると思うんですが、やはり地域との協議を踏まえた中で発注する段階で工期なども検討する必要があるのかなという感じを持ちましたので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

それから、今回については、いわゆる受注者側での責に帰するものがないということでしたが、もしですよ、もし今後受注者に何らかの、この3つの大きなガイドライン以外で、いわゆる受注者に起因することが生じた場合に、そういう業者に対してはペナルティとか入札への参加の条件とか、そういうものを加味する考えはないのかどうか、副町長、その辺についてはどう考えておりますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） 工事請負契約書の中で工期というものはうたっておりますので、町の業者の指名停止要領がございますけれども、その中で、いわゆる契約違反等ということで正当な理由なく契約に違反した場合には指名停止に該当しますよという条項が盛り込まれております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） わかりました。本当に勉強不足で恐縮でございますが、その辺の徹底を図りながら今後とも、私が心配されるのは業者の都合によって、万が一ですよ、町の公共事業がやりくりというか日程の延期なり、そういうものがされた場合には本当にまちづくりに及ぼす影響も大きいと思うんで、その辺は毅然とした態度で臨むのが当然執行部に求められると。これまでの質疑を通じまして、その辺はきちっとやられているという感じ受けましたが、今後とも発注する段階では、よく地域なり、予測されることを加味しながら期間を定め、一方では極力工期で、工期内で完了するように進めてほしいなと思います。

私、特に先日の議会の中でも話題提起したんですが、学校のいわゆる大友石材店から西側のいわゆるグリーン帯つくるに当たって、本来なら子供たちの休んでいる夏休みにやるのが町としても狙いだったと思うんですが、それも関連的な業者との関係で期間がぎりぎりに、内に終わったんですが、10月末ぎりぎりに終わったようですが、そういう点で町が

狙い、考えているいわゆる思いを業者にも理解してもらいながら、その辺を速やかな工事進めるように、ぜひ今後ともお願いしたいと思うんですが、町長その辺、副町長ですか、副町長から。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） 今、千葉議員のほうから御指摘と申しますか、いただいた件、十分に考慮しながら今後の発注に当たっていきたいというふうに考えております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 続きますして、味明ニュータウンについて触れたいと思います。先日、11月22と11月30日でしたか、何か大分この開発、味明タウンの開発について議論がされたわけですが、その中で業者はかなり詳しくまちづくり、とりわけ町道の建設について具体的な内容を示してるわけなんです。そういう点で、何で私たちが知らないのに業者がそんなにわかってるんだろうなということで、実は最後の日の説明ではこういう工程表も出されまして、これには、これは町で出してるわけですから、町道、将来に予想される味明タウンから接続する道路が具体的に業者から出された資料に入ってるわけですよ。道幅も、その道路がどこに接続をするかも。こういうのって町の考えが示されなければ業者はとてもしライン引くことはできないと思うんですが、どうなんですかね、それ。これはどごっしや、担当。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

ただいまの御質問の町道の接続という部分につきましては、味明ニュータウンの造成の区域内から町道の味明天神原線に接続する部分のところを言うておられるのだというふうに思いますけれども、その接続の関係では町長答弁にもございましたとおり、平成25年度においての当初の計画に対する開発の同意をする際に同様に開発調整会議のほうを開催しておるわけですが、その中でこの道路の接続についてもその中で議論のほうがございますして、その際には町道の接続につきましては、要は町の将来的な周辺環境、そういった道路整備、そういった全体の中でそれは考慮していくものだというふうに、これは回答して、これは議事録にも載っているところがございますので、具体的な計画そのものについて、その当時から持っていたということではございません。

ただ、この開発行為の同意に関しまして、その区域の中に町道の整備なり、町道と申しますか道路の整備なり、そういった公共施設の整備の

部分が必ず、これは住宅団地の造成でございますので、これは入ってまいります。その関係で道路関係等々の公共施設の整備について、これは当然主管する地域整備課のほうと事前の打ち合わせなりいろいろな話し合いをした中で、将来的な可能性としてはこういった大きなニュータウンができて、そこに住む方の需要なりそういった御希望なり、そういったものがあるとすれば既存の町道のほうに接続をする場合も、それは当然政策として考えられてくるんだろうというようなお話はしてるかと思いますが、その辺のところの事業者さんのほうとの受け取り方の温度差の違いといえますか、そのような部分があったのではないかと考えておりますし、当時最初の申請について出された事業者さんからの土地利用計画の図面の中には、その町道の部分は点線でしか示されておられません。

ということですので、事業者側もそういった確定的なものがあるということ、当時確定的に認識していたものではなく、あくまでそちらの事業者のほうの考え方によって示したものであろうというふうに承知をしているところでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 事業者が勝手にライン引いたんであろうというような話しぶりに聞こえたんですが、町長、私への回答の中に、これ議会の一議員としてお聞きしたいんですが、既にこの計画については、今、課長からも出ましたが、開発調整会議の席上で説明していると。そこで説明すればまちづくりのいわゆる町道、そういうものについての姿勢というのは、何ら議会には示す必要がないわけですか。全然我々わかってなかったんですが、ほとんど区長さん方も農業委員会でもわからなかったと。びっくりして、今回のこの計画について、この工程表について、32年までに大郷町の計画道路、これを消すことを前提にして意見を付すというようなことになったわけですが、それだけに多くの方々は、この道路の存在というか考え方がわからなかったというのが実態ですよ。それ、調整会議で話しましたからと言ってますが、それでまちづくり済むんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 大規模開発については、開発調整会議をお願いをして、さまざまな議会なり農業委員会なり区長会なり、いろんな団体の方々がメンバーになって会議をしていただいているわけでありましてけれども、今回のこの町道の件について、私もはっきり言って心外をしております。私がつくるともはっきりしたわけでもないし、本当に社長、当時、今か

ら3年の延期するとき来ました。私は予定どおり、とにかくしてもらわないと困るよという話をしました。

ただ、道路をつくるということは言っておりません。あの団地については、進入路はあくまでも県道に接続するという方針での開発でございますので、私は本当にこのように、今、議員持ってるようなあの図面を見せられて、さらに議事録見まして本当に私なりに心外、腹立たしく思っているところであります。本当にいかにも町があのように道路をつくるとか、さまざまなことをするような話をしてるようでありますけれども、本当に先ほど答弁したとおり、まずもってあの団地は最初の目標どおり県道に接続していただくことが私は基本でありますので、そうした中で今回の町道については、全く計画もないわけでありますので、そうした中で誤解をしないで、あの仕事をとにかく見守っていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 将来の町のいわゆる土地の活用について、いわゆる重要な土地の活用をどうするかということでかける会議が開発調整会議だというような位置づけされておりますが、その席上で町長も憤慨するくらいの計画を調整委員に示すということ自体、本当にその方々を、私たちは彼らの言うことを信用していいのかどうか。逆に町長の答弁で一緒に怒りを感じながらも、そういうのが民活としてまちづくりに果たして生かされるのかという疑問も一方で思うわけですが、町長としてどのように考えますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） さすがに議員おっしゃるとおりであります。私は今回の開発調整会議にかける前に県に行ってまいりました。担当課のほうに行って、この10年延期、町として全く当初の計画と本当に手のひらを返したように土を取るための開発にしか私は受け取れないということで、この延期を何とか短縮できないのかというようなさまざまな話をしてまいりましたけれども、やはり業者は業者なりに県との事前協議をしながらしっかりと進めてる中で持ってくるという手続なのか、本当に町としての、今回私も初めてあのような開発に携わって、本当にしっかりと計画なり社長等との腹の底までしっかりとわからなければだめなんだと改めて、自分なりに情けなかったなと思ってるわけでもありますけれども、いずれにしてもあの工事については、しっかりと県なりの指導を受けながら進めてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 実は調整会議の席上で、これは民間の問題なんでしょうが、町長から言わせれば。私たちは、この事業失敗すれば破綻してしまうことも考えていると。一方で町が示しているこの道路について、町道について、もしやってもらうならば自分たちと仕事を、土を使ってもらうならば、確約ができるならば30万、40万前後の、40万トン立米前後の、40万立米の土が処理できると。そういう点では極めて町の町道建設が、将来のあなた方のまちづくりにもかなり貢献するんですよと、逆に私たち説得されましたが、一方でまた心情を考えると、今度は今大郷の田んぼはいつまでも米つくってる時代でないですと。もはや豆、麦が田んぼでもつくり、一方で質のものが、いい質のものが好まれると。そのためにはうちの土を客土にして、ぜひうちの土を使って農業振興に寄与してほしいということで、もうやってることが、とにかく土を町で処理してもらうことが私たちの生きる道なんだということで、何かすさまじい考えの、私は「すさまじい」という言葉を使いますが、それだけにかなり切羽詰まった言い方、考え方に至ってるのかなということで心配するわけですが、確かに町としては金1円もとといいますか、ほとんどかかってなくて民活の、民間の力で開発されるというよさがある一方、彼らがその場所で、あの状態で万が一、万が一にも撤退するようなことになれば、この緑豊かな自然の我々の土地が開発されたままに放り投げられるような懸念もされるわけですが、そういうことについて、民活の力というのは、それだけに一方では大変なリスクも伴うものだなということを感じてるわけですが、町長、町長もあの当時は一生懸命旗振りした役の一人でございますが、改めて町長の今回の味明タウンの状況について確認、お聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） あの味明タウンにつきましては、当初の計画、そのとおりずっと最終的には宅地分譲地として販売をしていただく方針に変わりはないわけでありまして、ただ町の町道のために土を搬出してほしいとか、あるいは田んぼを埋めてほしいとか、それは私は社長のひとり言の話かなと、こう思っております。それがなければ仕事がおくれるとか、全く私は本当に議員もあの社長と何回となく委員会での話し合いしてわかってるとおり、本当に何が言いたいんだかわからないように次から次と夢みたいな話をしてる社長であります。

以前、我々の沢、その田んぼを、町長、あそこ埋めたらいいんでないか

と。そうするとすぐあの土なくなると。そういう話で、私も何を語ると。大事な農地を埋める、簡単なこと語るんじゃないよという話をしたわけですけれども、いずれにしてもあの社長の、原発の被曝した方々が住宅を建てるとか、さまざまな夢を描いてきた社長でありますので、私は今度来たらまたしっかりと行って指導しながら、あの分譲地、最終的には本当に宅地として販売できるように指導してまいりたいと、こう思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先日、平成38年までの工期で延長が、延期、38年でしたか、出されましたが、もう我々10年後、果たしてどういう立場になるかわからないと。それが成功裏にいけば、それはもちろんそうなるほしいし、そうあるべきなんです、それが反対のことになれば多くの町民に、今回当日参加している調整委員の方々も含めて、それをいわゆる是とした、認めた方々は、ある面では大きな責任を負うということで、10年でなく中長期に計画を練るということで、かなり圧縮させた工期を定めた経過がありますが、本当に差し当たって先送りするという、そういう手法が見え見えなんです、もっともっとですね、町としても大郷の町土がそういう点でいろいろ利用、動かされているわけですから、強い指導があってもいいかなと。呼び寄せて、その辺の進捗を早める、仕事を早める努力をもっともっとすべきだと思うんですが、町長、ただ待ってるだけではうまくないと思うんですが、どうなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 私は今回10年を何とか3年ぐらいならないのかということで県のほうに行ってまいりました。そして、また今回の調整会議を踏まえながら、また再度担当課の職員を連れながら県のほうに行って、そしてそれらの意見を踏まえながら社長、役場においでいただきまして、しっかりと指導・忠告をしてまいりたいと、こう思っているところであります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） やはり調整会議で町長が説明したというか、大きな枠の中で話した、いわゆる町道の計画、このことについては、やっぱり議員みんなが共有する課題ではないかと思えますので、その辺についてどのような説明されたのか、改めて何らかの形で町長から説明する機会があってもいいかと思うんですが、町長、どうなんですか、それは。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 私、町道つくるというようなこと、一言も話しておりません。そうした中で本当に先ほど申し上げましたとおり、あの図面を見て心外したということでございますので、その辺誤解しないでいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうすると、これはあれですか、この回答では大郷町開発調整会議において町道への接続は町の将来的な周辺の道路整備を考慮した上で決定していくと、これだけで終わってると。ここからは踏み込んだ具体的な、どこにどうする、どこに接続する、具体的なここで示してるような、このような構想は全然ないと。勝手に彼らがこうなればいいであろうということで、思いでつくったと理解していいんですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（赤間正幸君） 本当にここに示したとおり、先ほど答弁したとおりでございまして、そうした中で私もその絵を見て全く本当にびっくりした、びっくりしたわけでありまして。そうした中で本当に業者が勝手にこのような図面を書いて持ってきたということで私は理解してるところであります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今後、もうこれは走ってることで私たち自身は本当に、本来はこれは開発する以前に、この辺もう少し詰めた話の中でいろいろと議論が深まればよかったんですが、かなり土も取られて、もう何ともなんないような状況の中で、今ストップかけるにも正直大変だと。いわゆる当初の目的を早期に達成させることが、もう我々としては置かれた立場として求めるほかないのかという、そういう思いもあるわけですが、やはり今後ですね、業者をどのように信頼するかということが民活を、いわゆるまちづくりの柱の一方に据えていく場合に大事だと思うんですが、勝手にそういう今の思いがこのように図面に載せられ、いずれこの道路をつくるのに40万、50万立米の土が必要だ。そうすると10年待たずにこの宅地は半分も、あるいは3年ぐらいても、この道路をつくれば、平成32年までに道路が完成すれば、かなり宅地の造成進み、分譲もいくであろうということを出してるわけですが、本当に勝手につくって、勝手に自分で想定をして大事な重要な会議で説明する、こういう業者が今後二度と生じないようにするためにも、町では民活を語る場合には十分にその辺の業者の選定あるいは力、信頼も調査しながら対応すべきだと思うんですが、改めてこの民間の力に頼るまちづくりについて町長の所

見をお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） やはり民活を利用する場合、その業者さんについてはしっかりと調査をしながら、そしてまたどのような実績があるか等々しっかりと、身元ですか、身元調査というんですか、それらをしっかりと調査しながら、今後さまざまな、これからも大郷についていろんな開発関係で来ると思っていますので、しっかりと調査しながら今後受け入れたいと、受け入れてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 前後しますが、いわゆる業者が、町長、この地図見てびっくりしたというが、業者にその際町長何と言ったんですか。業者はどのような対応してるんですか。この図面見せられて、町長はどう話して、業者はどのようにこれをとってるんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 業者、私を、逃げてあるってというか、避けてあるってます。私本当に全然私のところには来たこともないし、私行っても会えないし、そうした中で今後強く役場に来るようにお願いしながら、しっかりと指導してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうすと町長、直接業者の前でこの図面を見て云々という話しする機会、町長はない、全然これまでないということですか。もう一度。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） ございません。私は本当にあの団地は県道に、先ほど申し上げましたけれども団地の方々は県道に接続して、そこから出入りするというような構想だったので、そのような道路についてはございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私たちは町長名でいわゆる委員会招集されてね、来ているわけですから、当然出される書類も、もちろん目を触れてるんですが、何らかの形で町長もこれは直接確認をされた中で提出されたものと、当然これが出てくるということは、町長は知らないといいながらも町側から出されるわけですから、町側っていうんですか、業者を通じて町から出てくるわけですから、当然何らかの形で直接、逃げてあるくというよりも、ぎりぎり何とか呼びとめても、このことについてただす立

場、役割はあったと思うんですが、町長、そのことについて今回の答弁でそうだったのかって引っ込めばいいところですが、立場としてそんでいいのかと。我々自身がまちづくりの根幹をなす、この調整会議の中で、開発調整会議の中で2日も議論して、もうかなり議論深めた経過があるんですよ。ところがこのことについて、詳細について町長自身は確認もしていない。直接ですよ。業者と。そうなってくると、ちょっと委員会そのものの、我々自身も何か踊らされてるといふか、業者にばかにされたようなことにもなってしまうんですが、言葉悪く言うと。町長、そのように我々は町長の命令で、指示受けて開発調整委員になってるわけですよ。どう考えますか、そういう立場の、この立場の十何人の委員に対して。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） まちづくりに対して大変な責任ある調整会議であります。そうした中で私が当事者としてしっかりと話し合いもしないで、そして調整会議に付したということは大変私の不徳のいたすところかなと思っております。

しかし、本当に今後このような、ないようによすね、さらに責任者に町へおいでいただきまして話をしながら、我々の思い、そしてまた町民の思っていることを伝えながら、あの仕事が早急に1年でも早く完成することを強く要望してまいりたいと、こう思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 時間ですので、きょうは1つ目は公共事業の工期の延期について、これは業者のもちろん言いなりになってるわけではないんですが、毅然とした姿勢で工期内におさめるように頑張ってもらいたいと。

また、2番目の民間活力のまちづくりということで、もっともっと慎重な姿勢で、いわゆる民間の活力というのを、こういう情勢の中で、今同じ民間といたしましてもかなり差がある時代でございます。そういう点では民間の資金力なり、あるいは力、信頼、その辺を十二分につかみながら、ひとつまちづくりに対応強く要求し、最後にもう一度町長の所見を求めて終わりたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） やはり、私、常に一步一步着実にまちづくりを進めるということですので、さらに原点に戻りまして、そしてまたそれぞれ業者さん方としてしっかりと調査をしながら着実に今後調整会議なり皆様方に迷惑のかからないように進めてまいりたいと思っておりますので、

よろしくお願いたしたいと思います。（「終わります」の声あり）
議長（石川良彦君） 以上で、12番千葉勇治議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午 前 10時58分 休 憩

午 前 11時07分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番若生 寛議員。

5番（若生 寛君） 若生 寛でございます。大分傍聴者の方が多くて大変緊張しておりますが、よろしくお願いたしたいと思います。

まず、私に限らないと思うんですが、よく視察、あるいはまたいろんな方と出かけていって会う機会に、私大郷町から来たんですって話しますと、ああどこですかって聞かれることが大体90%ぐらいなんです。それも古川なり近くであってもそう聞かれることが多くて、大変寂しい思いをしているのは私だけではないのかなと、こう思ってるわけでございます。そんなことを踏まえまして、大郷町をどのように発信したらいいのかなということ、もっと大郷町ならではの特産物を開発して大郷町の名前を広げる、あるいはまた大郷町に興味をもってもらえる工夫が必要かと思っております。

そこで、次の点についてお伺いたしたいと、このように思うわけでございます。

まず、1番目としまして特産物を開発いたしまして、その販売促進をしていったらどうか。それについて、どのように考えているのかお伺いたしたいと思っております。

2番目といたしまして、当町には支倉常長公に関する場所がございます。そこを利用いたしまして町の情報発信をしてはどうかということをお伺いたしたいと思っております。

3番目に、大郷町をより多くの方々に知っていただくためにも大郷ふるさと広報大使の委嘱をしてはどうかと、このように考えておりますので、町の考えをお伺いたしたいと、そのように思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 若生議員さんの質問に答弁をさせていただきたいと思っております。

大郷町の魅力と情報の発信についてお答えをいたします。

1番目の御質問の特産物の開発と販売促進についてでございますが、まず本町の特産物の開発状況は農産加工グループや加工業者、おおさと

地域振興公社が中心となり、モロヘイヤを利用したソフトクリームや乾麺、菓子類などのほか、大豆を利用したみそや漬け物などの加工品の開発・製造が中心になっております。特に農産物の開発には消費者ニーズに合った商品開発、競争力の向上だけでなくブランド力も必要であり、これを早期に解決すべきであると考えているところでございます。

また、農産加工品の中にはある程度需要が見込め、今が旬といった商品も見られます。ブームに乗ったブランド商品を開発するには、やはり町とおおさと地域振興公社、農業者が一体となりながら手がける必要がございます。

このようなことから、本年度、本町の特産であるモロヘイヤとキクイモを生地に練り込んだ2種類の「常のモロ餃子」を開発しました。7月には町の看板商品として発表会を開催し、この模様はテレビや新聞で大きく取り上げられました。8月からは物産館の店頭やレストランで販売し、順調な売り上げになっております。また、11月には水餃子を開発し、12月から3種類の「常のモロ餃子」を販売をしております。

以上のとおり、御質問いただいたことにつきましては、町とおおさと地域振興公社、地元生産者、関係団体が一体となり「常のモロ」などのブランドを生かしつつ、魅力的な商品の開発に努めるとともにマスコミを活用した多様なPRを展開しながら販売の拡充に努めてまいりたいと思います。

2番目の御質問の支倉常長公を利用した町の情報発信についてでございますが、本町では支倉常長公の墓があることから「支倉常長ゆかりの地おおさと」にちなみ、支倉常長メモリアルパークを整備し、大郷町と常長公のPRに努めているところでございます。また、物産館には常長公の偉功をたたえるパネルを常設しており、町内外の歴史愛好家に御利用いただいております。このほか、町のホームページやパンフレット、冊子などにより情報発信を行っております。

さらに、本町の観光PRキャラクター「常のモロ」は常長公とモロヘイヤをモチーフとしており、「常のモロ」を活用したクッキーや餃子などの商品開発、ピンバッジやクリアファイル、ボールペン等の啓発グッズによる多様な情報発信をしております。

今後につきましては、観光情報誌やテレビ、デスティネーションキャンペーン事業、常のモロのブランド商品などを有効に活用しながら情報発信の充実に努めてまいります。

3番目の御質問の大郷ふるさと広報大使についてお答えをいたします。

ふるさと大使は地域のPR活動のため公募形式により募集、委嘱されるもので、日常生活の中で任意により自由な広報活動を行っていただく制度と承知しております。

宮城県においては、「みやぎ絆大使」として現在88名を委嘱し、県の魅力のPRや震災復興等の情報発信、また県に対する意見・提言をいただいたり、県産品のよさを宣伝するなど活動が展開されており、大使には宮城県出身の芸能人、スポーツ選手などが名を連ねております。

本町においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略において情報発信の強化を目的の一つとしておりますことから、提案の取り組みを組み合わせることなどで町のイメージアップが図られるものと考えておりますことから、実現の可能性を含め、内部において検証をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 5番若生 寛議員。

5番（若生 寛君） 私が想像してた以上の活動なされているような答弁でございました。

それで、まず特産品ということではちょっとお聞きしたいと思うんですが、今回常のモロ餃子、私どもも発売時の試食会に参加させていただきました大変おいしくて、すばらしいものができたなと思っていたわけですが、ただいまの話ですとレストランなり売店で販売しているということなんですが、そのほかにどこか買えるところはないんでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えいたします。

販売する拠点としましては、道の駅ということでございます。また、ふるさと納税等々での対応も一部行っているところでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5番（若生 寛君） ふるさと納税も大分当町にも納税してくださる方が多くなってきたということで、大分目にはついていると思うんですが、私どもたまたま新幹線とかで出かける機会があるわけなんですが、その際時間がありまして駅の売店等々をよくのぞくわけなんですが、ああいうところ、駅の構内で常のモロ餃子等々大郷町の特産物の販売をするということとはできないものなのか、そういうことを検討したことあるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えいたします。

常のモロ餃子の開発時における販売の考え方でございましたけれども、こちらにつきましては、先ほど申し上げたとおり物産館を拠点にしまして、そして商品の精度を高めながら次のステップ、今、議員おっしゃったとおりの販売の拠点を拡充しようといった考えではございます。

ただ、8月からまだ売り上げたばかりでございますので、その辺を検証しながら今後につなげるような販売拡大について検討してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5 番（若生 寛君） まだ時間がたっていないから、そこまでいっていないということでございます。これから、今回水餃子も発売されたと聞いております。それと、あわせてですね、やはりより多くの人々が行き交う場所に販売場所を設けて、そこで見てもらう、また選んでもらって買ってもらうというようなことは必要かと思っておりますので、いつころ目標かわかりませんが、なるべく早い機会に、できれば仙台駅なり JR の駅なりで販売できるような体制をとっていただきたいと思うんですが、町長、その辺について、いかがに考えますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 議員おっしゃるとおりですね、本当に今回の餃子、大変な好評をいただいております。そうした中で、やはり仙台駅なり、あるいはまた周辺の飲食店なり等々にいずれにしても普及できるように、今後さまざまな試食会などをしながら普及してまいりたいと、こう思っております。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5 番（若生 寛君） ぜひそのような方向にもって行っていただきたいと思っております。

また、特産品といたしまして、一昨年でしたか、私ども Spring-8、兵庫県の Spring-8 に視察研修に行った帰り道で、ちょうどお昼どきでしたので昼食とりました。そこで牛肉のステーキ食べてきたんです。人数はあそころたしか七、八人だったと思うんですが、その方々が口々に、とてもおいしいステーキだったわけなんです、値段的には普通のステーキといいますか、国産和牛だったと思うんですが、3,000円から4,000円ぐらいだったと思うんですが、その値段のステーキを食べてきて、ああうまかったうまかったと、こういうのを大郷でも食えるんならいだけどなっている話をしたように記憶してるわけでございます。

そんな中で、今回あさひな農協におきまして、昨日、仙台食肉市場で

26頭規模で枝肉の共進会を開催いたしました。それで平均ですが、525キロの枝肉がございまして2,557円と、133万8,000円ぐらいの1頭当たり平均で販売してきたわけでございます。11月の29日におきまして、東京におきまして24頭規模でございました。これが551キロ、枝肉単価が2,671円ということで、146万9,000円とすごい1頭当たりですね、こういう価格で販売してきた経緯がございます。この中には本町産子牛、本町産の子牛、多分きのうは3頭でした、5頭ですか、東京のときは多分二、三頭ぐらいだったと思うんですが、それも含まれておりました。

このようなすばらしい牛肉が生産される本町でございます。この牛肉を大郷町で食べる場所がないわけなんですね、現在。これを何とか道の駅なり、あるいはえにしの郷で食べられるような体制を整えていきたいなと私考えてるわけなんです、その辺どのように考えてるか、町長の考えをお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 今、大郷牛、仙台牛、本当に仙台牛となりますと本当にAの5ということで今全国でも、日本でもトップクラスであります。そうした中で今大郷の道の駅で販売することも可能でありますけれども、ただAの5からランクを落として売ることによって、販売することによってブランド、仙台牛のブランドの名を汚したらまずいかなと思ったりすることが懸念されます。

そうした中で、今まずもってふるさと納税で仙台牛、牛肉を納税の返礼品として返してるわけでありまして、そうした中で今はずもってふるさと納税で全国に発信し、そしてまたいずれ物産館なり等々でステーキ等が皆様方が食べるような方向にしたいなと思っておりますけれども、まず仙台牛のブランドを汚してはまずいなという思いで今いるところでございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5番（若生 寛君） 町長の心遣いには大変私も生産者として大変感謝するわけでございますが、しかしながらこの間の兵庫の件もですが、普通の肉、普通の肉って言い方ちょっとおかしいんですけども、食べられる、お手ごろな値段で食べられる肉は常時用意しても可能だと思うんです。それで例えば仙台牛、ちょっと高めなんです、これは2日、3日前に予約していただければ大丈夫ですとか、そのようなやり方も可能かと思うんですね。やっぱりそういう工夫をしながら、やはりこういう肉が生産されてる地元で私どもも、例えばよそから来て、お客さんが来て、じ

やお昼にしますか、夕飯にしますかって、じゃ仙台牛を食わせましょう、仙台牛をごちそうしましょうっていった場合、食べさせる場所が、まあ仙台、古川方面に行けばそういうのを取り扱ってる場所が多いわけなんですけど、できれば地元で何とかごちそうしたいと、そのような思いも大きいわけですので、その辺御理解いただきまして、何とか御努力いただきますように、もう一度答弁お願いできればと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 先ほど申し上げましたとおり、本当に松阪牛なり、あるいはまた神戸牛以上の仙台牛と、日本一の東京市場にいきますとすばらしいブランドであります。そうした中でそのような肉を本当に本町で物産館等々で食事をしていただくということはすばらしいことと思っております。そうした中でそれら等については、今後さまざまな市場等々の、農協等もごございますので、それら等と協議をしながら何とか勉強させていただきたいなど、こう思っているところであります。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5番（若生 寛君） ぜひ実現ができますように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、②番目でございます。本町には本当に支倉常長公ゆかりの地ということで大分コマーシャルを広めてきましたし、以前には交流がございまして、向こうのほうに行ったり向こうから来て、イタリアに行ったり向こうから来ていただいたりということもあったわけなんですけど、大郷町にこういうのがあるよということを広めるために、私以前議員になる前にちょっとお聞きしたことあったんですが、あそこを観光会社の企画によって支倉常長パークですか、メモリアルパークまで観光バスを仕立てて来ていたという話を聞いたことがあったわけなんですけど、今でもそのような、あそこを団体でめぐってあるくというようなこと、私情報不足なんですけど、もしそういうことお聞き及びありましたら、これ誰なのかな、お聞かせ願ひたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えいたします。

観光コースということでJTBと実は本年度複数回、その辺調整させていただいてるところでございましたけれども、やはりメモリアルパークだけとかでの構想はやっぱり組めないということで、松島とかそういった観光地と抱き合わせならというようなことでは回答はいただいておりますけれども、メモリアルパークを中心とした観光コースということ

では、まだ色よい返事はいただいてないところでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5 番（若生 寛君） 本当に歴史に興味ある方でしたらそうやって来ると思うんですが、やはりただいま課長の答弁にあったとおり、あそこだけではちょっと厳しいのかなと思います。

そこで、大和町には観光地、今の時期はちょっと厳しいんですが、南川ダムなりいろいろ自然のものがあるかと思うんですね。まず、大衡村には全国にも誇れる工業団地があるわけなんです、その工場見学、あるいはまた富谷市になったわけですが、富谷市とも連携しながら黒川郡をツアーする企画なんていうのも大変すばらしいのではないかなと思うんですが、そのような考えといいますか、そういうのも一つの常長メモリアルパークを知っていただく機会かなと。それとあわせてテレビにも出まして話題になったかどうかはちょっとわかりませんが、粕川のマリア観音像でしたかね、ああいうのもあわせて大郷町を広く発信すれば、なお大郷町、ああの大郷町ですかってどこに行ってもわかってもらえるような場所になるんでないかなと思うんですが、そういう企画に関して、どのように考えますでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えいたします。

大変貴重な御提言ありがとうございます。黒川郡内の関係課とも御提案いただきました内容について、黒川広域での観光コースの内容とかを検証なり精査させていただければなと考えているところでございます。

いずれにしましても、大郷のこういったすばらしい歴史・文化財が多方面に発信できるように努めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5 番（若生 寛君） ぜひ実現いただきまして、本当に自慢できる大郷になるように、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、これは昨日の河北新報でしたか、11月27日に大郷町のフラップだったと思うんですが、障害者綱引き選手権があったと、そのような新聞記事が出たわけだったんですね。私ちょっと、前にもある方から、今度こういうのがあんだよと、何年か前に言われたことあったんですが、ちょっと参加しかねたんですが、今回この議場においでの方、27日にこういうのがあるよって御存じだった方、多分大分おられるかと思うんで

すが、私知りませんでした。やはり町内でいろんなイベントがある場合、こういうのは防災無線を活用して、今度の日曜日こういうのがありますよ、何時からありますというふうに周知していただければ、いろんな大会に町民の皆さんが、興味のある方が観衆なり、あるいはまた参加して、大郷町ってすごいなってことになるんじゃないかと思うんですが、防災無線の活用、こういうことに関しての活用はいかがなものでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） 防災無線に関してお答えいたしますが、基本的にはその事業の主催者から防災無線の依頼を受けないと発信できないというふうなシステムになっております。今後そういった町民の方が参加できる催し物については、あらかじめ主催者のほうに意向確認しながら進めていきたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5番（若生 寛君） やはりそういうようなシステムでしたら行政のほうからも問いかけて、どうですかってやるのが本当に大事なことかと思しますので、ぜひいろんなイベントに関して、そのような広報していただければ、なおかつそういう面でも活発な大郷町って言われる可能性が大きいわけですので、ぜひよろしくその辺のところも発信していただきたいと思うわけですので。

続きまして、3番目、広報大使というわけですので。宮城県では絆大使、先ほど答弁で88名の方がいるということでございました。私もちょっと調べていただいたわけなんです、インターネットを使って、これはふるさと大使っていうことで調べたわけでしたが、宮城県には、これにヒットしたのは「伊達なわたり旅～観光親善大使」ということで亘理町が載ってるわけなんです、ほかには宮城県でこのような大使関係といいますか、広報関係では実施していないのかなというのがあったわけですので。

その中で広報大使、必要か必要でないかというのは一概には言えないと思うんですが、まず一つに広報大使委嘱しなくても、例えばきょう小学校の方々がおいでなわけですので、本町には羽生の田植踊、あるいはまた宮林神楽ですか、そういうのがあるわけなんです、これは子供さんたち、小学校の授業に取り入れて、それを体験していただく。それをもとにそのお子さんたちが成人して社会人になった場合、ああそういう小学校のとき、こういう体験したったなど。さすが大松沢思い出すなど。いや大松沢でないですね、大郷町ですね。大郷町こういうど

ごだったなど、そういうことを思いながら、大郷町ってこういうところなんですよと広報していただける可能性も出てくるんじゃないかと思うんですが、その辺について、そういう授業への取り入れについて、その辺可能性としてどのようなのか、教育長にお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（大友正隆君） お答えいたします。

今、町の民俗芸能として文化財になっておるのが宮林神楽と羽生田植踊でございますが、その保存につきまして、いろいろ小中学生の協力をいただいておりますのが宮林神楽でございます。羽生の田植踊唄につきましても、そろそろ踊り手がかなりの高齢化になってきたので、何とかしてほしいという相談がございました。

ただ、これはあくまでも地域として伝わってきた関係がございまして、地域の方々の了解なしでは、やはり町として、教育委員会として御支援するというわけにはいきませんので、まずもって羽生地域でどう考えているのかということ、今御審議していただいております。その中間のお答えとしては、なるべく羽生独自で継続していきたいというお答えを頂戴いたしました。

なお、小中学校でこういったものをできないのかということでございますけれども、今から大体30年ぐらい前になりますかね、中学校の運動会等で男子が鶉崎の宮林神楽、女子が田植踊唄というようなものを中学校で取り組んで運動会等で披露してた時期がございました。こういった問題、これもございますけれども、今、学校の要するにカリキュラムが非常に過密になっておりまして、下手すると土曜日も授業しなきゃならないんじゃないかというくらいですね、今度英語教育が施行されたり、いろんな形で果たして時間がとれるかという問題がございます。

しかし、そういう中でも可能かどうか検討いただいて、あるいはいろんな方策を考えてみて、とにかくこれは400年も続いておることでございますので、今絶やすわけにはいかないなということで方策を検討しておるといふ次第でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5番（若生 寛君） ぜひいい方向に検討していただきまして実現できまして、なおかつそういう神楽なり田植踊が継承できますように、よろしく御尽力方お願いしたいと、そのように思います。

また、大郷町の広報大使という形で、まあどこの自治体かちょっとわからないんですが、その町出身の著名人といいますかね、有名人、芸能

人をそういう大使という形で委嘱されてる自治体は結構あるんですが、やはり自治体、市町村出身の著名人、例えばどっかの大学の教授、あるいはまたどっかのお医者さんとか、そういう方をお願いして広報大使、その町のことを広める大使をお願いしてるという自治体もあると聞いたわけなんですけど、当町もそういう出身の著名人という方を町長なり、あと町の幹部の方々御存じでしたら、そういう方々を大使としてお願いするということもできると思うんですが、私の知る範囲ではそういう著名人なかなか心当たりないんですが、町長、そういう方御存じありましたらお知らせいただいて、委嘱、お願いしたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 私もテレビに出てくる有名な大郷出身というと青葉山以来いないのかなと、こう思ってるわけでありましてけれども、いずれにしてもちょうど中学校が統合する前の年でしたか、旧明星中学校の同窓会が東京でございました。そのとき、私の先輩がちょうど来ておりまして、この方、会社退職して今宮崎県のほうの、東京にいる方ですけども、宮崎県のほうの大使になってんだという名刺をいただきました。

そうした中で、そういう方もおりますので、そうした中で今後どういう方々がどこにいるのか、これからさまざま皆様方の情報を得ながら、そういう方々に、もしこのような方向になるのであれば依頼しなくてはならないのかなと思っておりますけれども、いずれにいたしましてもさまざまな大郷をしっかりと知ってる方でなければならぬので、もうしばらく時間をいただければと思っております。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5番（若生 寛君） 本当にこう、これからなかなか探すとなると大変なわけなんですけど、その辺の知ってる方がおりましたら本当にぜひ実現方していただければなと思います。

また、本町に、何ていいますか、張りついていただいたというか、本町に来ていただいた企業がございますが、その企業の社長なり関係者の方に大郷町をコマーシャルしていただくようなことをお願いするのも一つの手と思うんですね。県外から大郷町に来ている企業の方、企業あるわけなんですけど、そういう考えはいかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 答弁させていただきます。

私も町内にある全企業を、まだ回りきっていないところでございます

が、町外出身の社長さんがほとんどだと思いますので、訪問した際には大郷町のPR等も行っていただけるようお声がけをしてみたいと思います。以上でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5 番（若生 寛君） 現在そのような著名人なり心当たりがないのであれば、やっぱりこういう方々に、企業の社長なりそういう方々に、関係者をお願いして大郷町を広めてもらうというのもある一つの手だと思いますので、その辺のところ、よく御理解いただきまして協力いただきますように、御努力よろしくお願ひしたいと思います。

また、これもインターネットなんですが、こういうのを、こういうことがあったんですね。これは静岡県ですかね、富士吉田市っていうところなんですが、その市の高校を卒業して東京都などに進学・就職した50人を富士吉田ふるさと大使と任命し、市をPRする専門の名刺を配ったと、そのような記事があったわけなんですね。残念なことに本町には高校がないわけなんですが、大郷中学校卒業して高校卒業して就職される方、あるいはまた学校、大学、専門学校等で県外に出ていく方がたくさんおられると思うんですね。そういう方々に大郷町のふるさと大使、広報大使としてお願いして大郷町をコマーシャルしていただくということを、富士吉田市というところではやってるわけなんですが、当町でもどのような取り組み可能かどうかお聞きしたいんですが、誰に聞いたらいいかね。こういうこと自体を考えているかいらないかだと思うんですね。

議長（石川良彦君） 答弁を求めます。町長。

町長（赤間正幸君） 今、若生議員おっしゃいましたことは全く想像もつかない、本当に考えておりませんでした。今後考えさせていただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5 番（若生 寛君） この富士吉田市では高校卒業生とあるわけなんですが、これは大郷町をよく知っている中学校卒業、大郷中学校を卒業して、よその町外に出ていく高校生いるわけなんですが、そういう方々にもこれは該当すると思うんですね。卒業式に際して大郷町のふるさと大使を任命しますというような、そういうパフォーマンス、必要かどうかわかりません。しかし、中学校において同窓会の入会式ということで今でもやってると思うんですが、そういう場を利用して大郷町の広報大使、大郷町を県内の皆さん方にもわかっていただくようにということを進めることは私は可能だと思うんですが、それについてどのように考えでしょ

うか。

議長（石川良彦君） 答弁を求めます。教育長。

教育長（大友正隆君） お答えいたします。

この件につきましては、昨日の赤間茂幸議員さんの御質問あるいは石川壽和議員さんの質問の中にも関連いたしますけれども、一般的にですね、ここは大郷市じゃないので町ということになりますが、市民というふうに規定した場合に本当に市に役立っている人というのの市民というのは1割だというふうに言われています。それから何もしない、役に立たない、たつてないという、率先して例えば分館長とか消防団とかなんか、そういう社会参加をしてないのがほとんど9割であると。あるいはそのほかに、例えば大郷町から町を出たと、卒業した後、町を出たとしても意外と近隣に住んでるということが最近言われています。調べた結果、意外と富谷に住んでいたり大和に住んでいたり大崎に住んでいたりというんだそうです。遠くても仙台ぐらいと。そういった要するに今町に何か役立ちたいと思ってても何もしてない方々、あるいは近隣にいる方々を、一般市民の「市民」の言葉をちょっと変えまして支える民というんで「支民」というんだそうです。そういう考え方で町の協力を仰ぐというようなことが今言われております。何とかして教育委員会で開催するものにつきまして、例えば文化財の保護だとか、あるいは町のPRだとかということにつきましては、いろんな講座にそういう方々を呼び込みまして、あるいはマラソン大会などにも富谷市からは大郷町出身の方などもどんどん来てくれますから、そういう支えていただく方々をどんどんふやしながらかPRに努めていけばいいんじゃないかというふうに考えております。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5番（若生 寛君） 教育長の答弁、さすが教育者だけあって理解するのに大変、支える支民もわかるわけなんです、確かにそれくらいの考慮が必要かと思いますが、私は単純に例えば中学校の卒業生に大郷町をPRする名刺を100枚渡して、どうかこれを100人の方に配ってくださいと、それだけでも結構なと思いますので、そのようなことも検討していただければいいのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、本町には常のモロというすばらしい広報大使がいるわけなんです、聞くところによりますと忙しいのは本当に暑い夏から秋にかけてが最もメインだという話を聞きました。これからあの中に入ってもそんなに苦痛ではない季節が来るわけなんです、こういう季節を利用して

何とか常のモロを県外には派遣して、至るところに派遣して大郷町の広報大使として活躍していただきたいと思うんですが、この可能性についてはいかがですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えいたします。

常のモロの活動状況について、まず御報告をさせていただきたいと思えます。

イベント貸し出しも含めまして27年度は33件ということで、これは季節を問わずに活躍しているところでございます。また、町外でのイベント出席といったものが重立った内容でございますので、それなりの効果があるのかなと思っております。町外でのイベントの内容ですと、やはり他県の方とか多くいらっしゃっておりますので、その際に常のモロの名刺とかお渡ししながら、あるいは記念写真を撮ってあげたりさせてもらっているところでございますので、こういった県内での内容について充実強化を図りながら町のPRに努めたいということで考えてございます。よろしくお願いたします。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5番（若生 寛君） 33件が多いか少ないかはそれぞれ判断があるかと思いますが、別に熊本のくまモンなりあるいはふなっしーのように、あのようにテレビに出て本当に人気者になれとはいいませんので、何とかより仕事に撒していただいて、これからもより多くの方々に常のモロを知っていただき、大郷町を知っていただく、そのような活動を期待しているわけなんです。そういう常のモロの活用について、町長、どのように考えてるのかお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 常のモロについては、さまざまなイベント等、あるいはまた町外にもどんどん出でて出演していただいております。今後さらにマスコミ等を通じながら、常のモロを通じて大郷のPRに努めてまいりたいと思っております。

まず、先ほど議員おっしゃいましたとおり大郷ってどごやと、こう聞かれると。いわゆる聞かれた方が自信もって、大郷町に誇りを持って堂々と答えるようにするのが、まずもって一番の原点のPRかなと思っております。必ず聞かれた方はいます。意外と。堂々と自信持って、町民一人一人がPR、自信持ってPRすることが私は原点だと思いますので、いずれにいたしましても議員がさまざまな提案いたしましたことについて

て、しっかりと大郷町のPRに努めてまいりたいと、こう思っております。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5番（若生 寛君） 最後にちょっと突然ではございますが、ただいま町長、自信を持って大郷町をコマーシャルしろという話でございましたが、町長にその自信を持って大郷町のコマーシャルをしていただいて、それを聞いて最後にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（石川良彦君） 町長、じゃ最後に町のPRの……（「よろしくお願ひします」の声あり）代表大使で、お願ひします。

町長（赤間正幸君） 私も今さまざまイベントなりさまざま行事、いろんな等々の御案内をいただいております。そうした中で、やはり町のトップとして、顔として積極的に顔出しをしながらPRをしております。さらに、まだまだそれ以上に今後も大郷町をくまなく全国にPRしてまいりたいと、こう思っております。（「終わります」の声あり）

議長（石川良彦君） 以上で、若生 寛議員の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午 前 1 1 時 5 5 分 休 憩

午 後 1 時 1 5 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 通告順位8番、高橋重信、一般質問を行います。

明治政府が「国づくりは人づくり」という形で取り組んだわけなんです、その後、戦争中大変悲しい時代もありましたが、その後、高度経済成長、これで日本の国が大分まちづくりとか国づくりがすばらしいものに発展していったわけなんです、1900年初めですね、バブルが崩壊しまして、その20年間ですね、失われた年というような形になったわけなんです、昨今いろんな事件が数多く発生しております。その中には人の命をなくすという悲しいものがありまして、ここに来てやはり、要は人材の育成が本当にまた必要なのかなと、このように考えた観点から、前回の9月の一般質問では、要は勉強やりたい、あるいはその意欲ある生徒には進路というような形で、それが契約社員、あるいはそういう形の世界に入りましてなかなか家庭経済が大変な中で、要は学生貧困、子供の貧困なんていう言葉も出てまいりました。

そこでですね、この間政務活動の研修の中で中之条町ですか、それから南牧村にも行きまして、これは学校給食の無料化、あるいは出産の子供の手当てというような形で取り組んで、研修してまいりました。

まず、まちづくりは政策から、大分ちょっと大きな題目になってしまったわけなんです、①のイ．学校給食の完全無料化、ロ．出産第2子以降に対する誕生祝金、財政難ではありますが、定住促進を図るためにも創生事業として取り組むべきと考える、強くそのような考えを持ちまして、この辺町長の所見をお伺いします。

きのうですね、質問ありましていろいろ町の政策なども聞かせていただきまして、今後やっぱり町、大郷町よくなっていくのかなと。ただ、早急にその辺も考えて取り組むべきかなと、きのうの質問聞きながら考えておりました。

②ですね、緊急車両通行に困難な道路は幾つあるのか。9月に東成田地区で住宅火災がありまして、そこに車、緊急車両が行けなくて、道路幅が狭くて、火事を見に来た人とかそういう人たちも数多くいたのかどうか。それで、こういうものは早急にやっぱり取り組み、改善をするべきかと、そのように考えまして消防自動車等の到着がおくれた、その原因と思われるものが他の地区にも同様にあるのかと、支障を来すような道路があるとするならば早急に急務と考えるが、この辺の所見も、町長の所見をお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 高橋重信議員の質問に答弁をさせていただきたいと思えます。

本町では、子育て支援施策の一環として宮城県内の市町村に先駆けて平成23年度から給食費の2割助成制度を実施しております。定住化構想の一翼を担う大きな事業として位置づけをいたしております。学校給食の完全無料化に取り組むべきという御質問ですが、これは施策として実行するためには幼稚園、小中学校合わせて年間3,200万もの財源を確保しなければなりません。本町では子供の医療費無料化を18歳まで拡大するなど子育て支援事業も実施しておりますので、学校給食費については、今の2割助成制度を継続していきたいと考えております。

出産祝金については、さきの質問でもお答えをしているとおり、今年度からまち・ひと・しごと創生総合戦略における結婚・出産・子育て支援に位置づけ、第1子1万円、第2子2万円、第3子3万円を、また4子以降については5万円を給付することとして取り組んでいるところで

ございます。

次に、緊急車両に困難な道路に関して答弁をいたします。

まず、全焼火災の原因は大和警察署並びに黒川消防署が判断することですので、町は関与する立場にはありません。道路が狭いことによりという議員の見解は議員個人の考え方と思いますが、町は再三答弁してるとおり、大郷町道路の整備に関する要綱に基づいて公共の安全を確保し、かつ公共の福祉を増進するために道路を整備しております。

したがいまして、本町の町道・生活道路、基本的には支障なく緊急車両が通行できる道路と判断をいたしております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 8番高橋重信議員。

8番（高橋重信君） きのうの答弁の中でまち・ひと・しごと創生総合戦略ですか、その中で今町長が答弁された内容が聞き取りはできましたが、医療費ですね、これ18歳未満までどのぐらいかかるのかと、そんなに大きな金額じゃないのかなと。13年ぐらい前ですか、一度試算、当時副町長が課長されてたときですね、ちょっと質問したことあったんですが、要は大郷の中では人口割から見るとそんなに高額にはならないのかなと。

要は学校給食ですね、これは今ちょうどシングル親、父親、母親ですか、この人たちが離婚しまして、なおかつ仕事が契約社員とか、もう大変な思いしてるわけなんですよ。要は前に、9月も言ったんですけども、この起爆剤ね、要はハード面の小規模団地、これの造成はやっておりますが、ソフト面のこういう事業、これこそが国でもしなきゃいけないけど町でもやっぱり率先してやらなきゃいけない事業かなと。今回ですね、政務活動で研修してきたところは町長みずから、その子供たち、これからの時代はこの子供たちということで物すごい精力的に取り組んでいたなど。

それが大郷の町、これから定住促進をしなきゃいけないと。その矢先に、ただどういうふうにつくるか、その構想も何もはっきりしない中で、ただ重機動かせばいいと、そういうものじゃないんじゃないかなと。それでこの事業を強く望むわけなんですけど、要は本当に一つ必要な施策は何かを考えた場合、要は今加速する少子化ですか、大郷の人口もどんどんどんどん減ってきてるわけなんですけど、少子化、それによる子供の貧困、その対策は急務であり、保護者に求められる教育に関する保護者の負担は大変な部分でありますので、この軽減を図り、子供の環境向上を目指すために地域全体、要は町で子育てを支える方策を早急に考えるべきかなと、この観点から立って一般質問するわけなんですけど、町長です

ね、要はちょっとこのたとえ、悪いのかいいかわかりませんが、希望の丘団地ね、そこに道路つくるんだったら、本当に必要な道路だったら子供たちが通学するだけの幅でいいわけですよ。そういう財源を、この……。

議長（石川良彦君） 高橋議員、高橋議員、一般質問で一問一答なんで……（「ああそうですね」の声あり）通告に従って一つずつ質問を、よろしく願いしたいと思います。

8 番（高橋重信君） そういう形で、要はとにかくこの事業を何としてもやりたいという、この気持ちがちょっとせかしてしまうんですけど、要は町長ね、もう一度ね、例えばこの間の9月の一般質問、要は奨学金の給付、この辺どのように考えていたのか、あるいはそれはそのまま、それ以上は今後の課題にしていきたいのか、その辺まず質問します。

議長（石川良彦君） 通告外でありますので、通告の内容に沿って一問一答でお願いします。

8 番（高橋重信君） 議長、ちょっとよろしいでしょうか。

議長（石川良彦君） はい、どうぞ。

8 番（高橋重信君） 国会であればですね、いろんな専門分野の質問が……。

議長（石川良彦君） 一般質問の内容に沿ってお願いします。

8 番（高橋重信君） あくまでも政策ね、大郷の中の政策はみんな共通してる……。

議長（石川良彦君） 通告していただければ、その内容については十分な答えがいくわけでありますので、そのための一般質問の制度でありますので、御理解して、よろしくをお願いします。

8 番（高橋重信君） 町長、この間のやつ、もし答弁できるのであればお願いします。

議長（石川良彦君） 通告の質問に続けてください。通告の内容に沿って。

はい。では、特別、町長から1回だけいただきます。

町長（赤間正幸君） 多分学校給食の無料化のほうにもっていきたいような質問だと思うんですけども、まず奨学資金については前回答弁してるとおりでありまして、この学校給食についても、やはり助成制度でそのまま実行していくということでございます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。（発言者あり）私語は慎んで、通告に従って一般質問続けてください。

8 番（高橋重信君） 学校給食費ですね、3,700万ぐらいですか、要は保護者にも2割というような形であるわけなんですけど、要はこの町、早急な、早

急な町を、人口増に、富谷のように一気にということにはいかないし、またあそこも時間をかけて今現在5万人という町にしてきてるわけなんです。大郷ね、町長が1万人構想、1万2,000人構想ということをしてるわけなんです。今大郷の中から町外に移住、転出して方多いですよ。まあ大郷にもこの間の、きのうの人材バンク、空き家バンクですか、それで入ってきた方もおるわけなんです。要は転出されてる方が多いわけですよ。なぜなんだと。ここに魅力ある制度があれば、こっから仙台までそんなに通勤距離としてはかからないわけですよ。この辺の考え方。ましてや役場からも向こうに転出する方もおるわけですよ。だから、この魅力あるまちづくりをやるためにはハード事業じゃなくソフト、またこれを町長の生命、政治生命をかけても取り組んでいただきたいなと思って一般質問してるんですが、再度その見解をお願いします。

議長（石川良彦君） 何を質問されてるか。（「学校給食費」の声あり）無料化についてですか。無料化の考えあるかないかということですか。先ほども答弁もらってんですが。

8番（高橋重信君） じゃ、仮に無料化、無料化は財源的にも大変だよというのであれば、せめて半額助成とか、その辺は考えられないのか、その辺の答弁を求めます。

議長（石川良彦君） 答弁を願います。町長。

町長（赤間正幸君） 学校給食につきましては、補助事業、宮城県内でいち早く打ち出しました。そうした中で、これはすばらしいものだという事で後から自治体がそれぞれ補助してるようでありますけれども、いずれにいたしましても、まず学校給食については2割でずっと今後も進めてまいりたいと、こう思っております。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） ちょうど国のデータなんです。要は6人に1人の子供が今貧困といわれてるというデータがあるわけなんです。ただ、ぱっと見て我々はその実感がないわけですよ。要はファストファッションですか、あるいはファストフード、よく町のほうに行きますとそういう衣料品なり食べ物なりあるわけなんです。やっぱりそういうのにそんなに高額なお金じゃなくて小遣いで、小さな小遣いでいけるわけですから、そんなに感じないと思うんですが、やっぱりその家庭を見た場合、悲しい思いをするんじゃないかなと。それを何とか行政の中で、いやこの無料化というのは、ほかの自治体も始めてきてるわけですから、国もその辺考えていこうとしてると思うんですが、そういう自治体でもやってる

もんですから、大郷の中でもその辺の考えを、きのうね、町長は全力で次回もやっていくということなので、やっぱりその辺の考え方、強く持っていたきたいと思うんですが、この辺どうでしょうか。

議長（石川良彦君） 重信議員さんに申し上げますが、今回の一般質問の通告については、「まちづくりは政策から」ということなんですが、①としてイとロに特化しての質問の内容でありますので、その内容に従っての質問に撤していただきたいと思います。

8 番（高橋重信君） イ、ロはね、先ほど答弁いただきました。（発言者あり）
出産、出産はきのうの答弁でお伺いいたしました。

ただね、この取り組みが、やっぱりハード事業の小規模団地、これを成功させるためにはこういう事業が必要なのかなど。それをちょっと、それはできないというのであれば、どういう観点からもっていったらそういうふうを考えることできるのか、その辺ちょっと考えてみたいんですが、要は今置かれた、各一般家庭が置かれた状況は、以前はですね、100年年金大丈夫、それがどこも大丈夫じゃないわけですよ。要は責任責任、自己責任、完結というような形もあるわけなんです、子供たち、小さな子供たちはそういうことは全く関係ないわけですよ。要は今この莫大な借金をどうするかとなった場合、国も次世代、子供や孫にやっぱり引き継いでもらわなきゃいけないと。その中で要は人材育成、その観点から学校給食、出産祝金というような形に考えて質問したわけなんです、この辺は追々また再度町長とやりとりして進めていただきたいなと思うんですが、もう一度その辺の見解だけお願いします。

議長（石川良彦君） 恐らくそれ以上でもそれ以下でもないと思いますけれども、では改めて町長。

町長（赤間正幸君） 学校給食と子育て支援、2つかなと思うんですけども、学校給食費につきましては、先ほど答弁したとおり3,200万等々経費として必要とします。そうした中で今町としてもさまざまな、子育て支援に対してさまざまな支援等しております。さらには、この4月から18歳までの医療費の無料化なり、さまざまなポイントポイントで支援をしております。そうした中で学校給食については、まず2割の助成制度をそのまま今後もずっと継続してまいりたいと思っておるところであり、さらには出産の、1子、2子の出産祝金についてでありますけれども、このまち・ひと・しごと創生によって、この4月からスタートいたしました。そうした中で先ほど金額を示したとおり、1子が1万円、2子が2万円、3子が3万円、4子以上については5万円ということで先ほど答

弁しましたけれども、それら等につきましても前者にきのうも答弁いたしましたけれども、この4月にスタートしたばかりであります。そうした中ですぐまた条例改正ということにはいきませんので、そうした中でそれら等にしっかりと、今後どのような推計で、受ける方々が何人ぐらいいるのか等々、それら等しっかりと把握しながら、今後その出産祝金につきましても検討する課題があるのかなど、こう思って、きのうも答弁したはずでありますので、まずきのうと同じ、そのような考えでありますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） その辺ね、町長、できれば早期に取り組み、またお願いします。

次ですね、緊急車両通行に困難な道路は幾つあるのかと。町長は、それは私の個人的な見解でそういうふうに思うんじゃないかということの答弁かなと思うんですが、要は車1台通行できる、2台がすれ違えないような道路ね、いっぱいあるのかなと見るわけなんですよ。この間の火災なったところも1台で、どっか途中で拡幅というか、要は車両の緊急避難できるような、そういうところが、道路ができなくてもそういうところが何メートル以内に幾らという制度があるみたいなので、やっぱりそういうのは必要なのかなと。要は、なぜ町民の方が前からこの道路お願いしてんだけど来ないんだと。そして新しい道路のほうにどんどんどんどん進んでいって、やっぱりそういう人の声を吸い上げて、ましてや町長は緊急車両が通れないような道路じゃだめだよということまで今進めようとしてるところもあるわけなんですけど、今までそういう不便なところ、みんなそこ退いていきますよ。町外にまた転出するとか、大郷の人口増、移住定住を図るといってもなかなかやってることは違うのかなと。

この辺の道路ね、町長、この間の東成田の道路、多分その後通ってると思うんですが、あそこの道路は狭い、拡幅する必要があるのかなと。また、民家が少ないからあそこはそれでいんだよとは考えてないはずなんですけど、その辺の見解をお願いします。道路拡幅が……。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

町内には町道が171路線ですね、あと生活道路が数路線ございます。それぞれにおきましては、整備年度がそれぞれ違います。その当時当時で規格が違っておりまして、今回の東成田地区の道路につきましては、そ

の当時の規格で整備をしてございます。緊急車両が通れないんじゃないかというようなことがございましたが、必ず通れると私は思ってますし、部分的にすれ違いができない等はあるかと思いますが、緊急車両の通行には何ら支障はないと思ってますし、今後ですね、道路整備に当たりましては、そういったことを踏まえながら現在整備を進めているというのが実情でございます。以上です。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8 番（高橋重信君） 各年度ごとに計画をもって道路整備していくという説明は聞いておりますが、緊急車両ね、そこに住んでる方がそういう火災なりなんなりなった場合に誰が責任もってくれんのやと、それをやっぱり強く何とかしていただきたいということを言ってるわけですよ。町で新しい新道つくると、要は緊急車両が通れないと、何でもどこ通れないんだと、そういうところを考えるのであれば、やっぱりもう少し今までの既存の細い道路を整備するべきかなと、この観点を私は強く求めるんですが、今ね、担当課長からの答弁だったんですが、その辺の見解を、町長の見解をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 緊急車両につきましては、緊急車両が当然優先であります。そうした中で優先的に通行するように、通行を妨げないように他の車両は全て優先的に道を譲るような、道交法でそれら等が決まっておりますので、緊急車両優先ということでございますので、私はあの道路については、何ら緊急車両通るのには支障ないのかなと思っております。

ただ、我々一般の車両がすれ違いするには確かに狭い部分もございます。やはり今後あのような場所については、区長さん等々と話しながら待避場などがあればいいのかなと、こう思ってるところでありますが、いずれにいたしましても、それら等については、その地域の皆様方なり、そしてまた町の担当課等々と話し合いをしながら、前向きに今後はそのような道路の解消に努めてまいりたいと、こう思ってるところであります。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8 番（高橋重信君） 少し前向きな答弁いただいたのかなと思うんですが、要はやじ馬的なそういう車両が入ってきて、ほかの通行を妨げると。だからこういうものがあつた場合は早急に道路、関係車両以外は封鎖するとか、そういう試みが必要なのかと思うんですが、そういう発想多分持ってると思うんですが、その辺の見解をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） 消防の観点から答弁させていただきたいと思います。

議員さん方も御承知のとおり、常備消防については黒川地区行政組合の所管でございます。その行政事務組合の中に火災防御規程というのがございます。御存じの方もおられるかと思うんですが、その中に防御計画というのをもう既に作成しております。いざという時の場所へ、どういったら行くかという道順をあらかじめつくっております。町の道路整備等もございますので、適時町と連絡調整を図って、この道路は、この地区にはこういうふうに行くという順立てを常にしておりますし、さらに非常時の場合は別途指揮車という車がありまして、そこで交通の遮断並びに大和警察署も同行しますので、交通の規制を行ってるのが現状でございます。以上です。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8 番（高橋重信君） そのマニュアルはわかりました。そうじゃなくですね、すぐそこで火事があったよと、そうなった場合、一番近場でその指示をする人、そういう人をつくって、早急に部外者を立ち入りさせないとか、その上で今総務課長が言ったそういう答弁が必要かなと思うんですけど、早急にね、まず最初何をしなきゃいけないか、要は防災訓練も隣の家でも何かあった場合に隣の近くの人がすぐ行って何とかしてやりましょうと、この観点が必要なんです。今言ったマニュアルどおりじゃなく、この辺の町長の見解をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） やはりやじ馬と先ほど議員がおっしゃってございましたけれども、やじ馬が、当然必ず現場に無理やり入っていくのがやじ馬であります。それら等々については、やはりそれぞれ個人個人のマナー、モラルかなと思っております。そうした中で、やはりそれぞれ自主防災組織が地域にございます。そうした中でそういうものも今後自主防災としてそれぞれ区民の皆様方にそのようなことのないようにモラルをしっかりと守るような指導も必要だなと、こう思っておりますので、今後それら等徹底するように指導してまいりたいと、こう思っております。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8 番（高橋重信君） 小規模団地、要は移住ね、移住、どんどん大郷に入ってくるように移住定住ですか、促進。また、集合住宅もいいんですが、やっぱり不動産ね、宅地分譲、これは大郷の税収にもかかわってきますので、やっぱりその辺を強く取り組みをしていただきたいと思いますし、一番

はやっぱりこの教育関係、子供たち、この環境、取り巻く環境をやっばりきちっと整備していただきたいし、また大郷の町はそういうものに対しては積極的にやってんだと、この観点を何とかつくっていただきたいと。町長が次の任期以後、この辺を重点的にやってほしいなど。箱づくり、そういうハード事業じゃなく、こういうものも必要な、一緒に並行してつくるべきと思います。この辺の再度所見を聞いて……。

議長（石川良彦君） 通告外でございますが、まとめた総枠でのまちづくりは政策からということで、じゃまとめて最後に町長から答弁を求めます。町長。

町長（赤間正幸君） 今回のこの質問、教育関係と子育て関係と消防関係かなど、安全関係、防犯関係かなど思っております。そうした中で、やはり定住化を進める上では教育が一番であります。そうした中でしっかりとした子育て支援をしながら、そして学力の向上に努めることによって若い世代が本町に魅力をもって入ってくるのかなど、こう思っております。そうした中で、しっかりと足腰の強い教育力のアップに努めてまいりたいと、こう思っております。

さらに安全な町ということで防犯関係でありますけれども、そうした中で緊急車両なりそういうものが常に優先的に、当然優先的に車両を通してやるのが我々の道交法で決まっておりますけれども、なお一層町民の方々がモラルをしっかりと徹底していただきまして安全で安心な、そしてまた一朝有事の場合は優先的に緊急車両が通れるようなまちづくり、それぞれの地域づくりに努めてまいりたいと、こう思っております。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 町長ね、これは質問でも何でもありませんが、お知らせなんですけど……。

議長（石川良彦君） 一般質問であります。質問に撤してください。

8番（高橋重信君） きょうの説明もあったんですけど、川内のセブンイレブンの駐車場の中大郷町の住民バスが通っていきました。何もないからいいんじゃない、事故も何もないからいいんじゃない、そういうところを勝手に通行できるのかどうか。これは問題になるのかなど。この辺をよく指導してください。

以上で、一般質問を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で、一般質問を終わります。

- 日程第 3 議案第 6 6 号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 6 7 号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 6 8 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 6 9 号 大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 7 0 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 7 1 号 大郷町税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7 2 号 大郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 7 3 号 大郷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 7 4 号 大郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 7 5 号 大郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 7 6 号 大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 7 7 号 大郷町農業労働力調整協議会条例の廃止について
- 日程第 1 5 議案第 7 8 号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第 1 6 議案第 7 9 号 財産の貸付について
- 日程第 1 7 議案第 8 0 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 1 8 議案第 8 1 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 1 9 議案第 8 2 号 平成 2 8 年度大郷町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 0 議案第 8 3 号 平成 2 8 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 1 議案第 8 4 号 平成 2 8 年度大郷町介護保険特別会計補正予

算（第2号）

日程第22 議案第85号 平成28年度大郷町下水道事業特別会計補正
予算（第2号）

日程第23 議案第86号 平成28年度大郷町農業集落排水事業特別会
計補正予算（第2号）

日程第24 議案第87号 平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別
会計補正予算（第2号）

日程第25 議案第88号 平成28年度大郷町宅地分譲事業特別会計補
正予算（第1号）

日程第26 議案第89号 平成28年度大郷町水道事業会計補正予算
（第3号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第3、議案第66号 大郷町議会議員の議員報
酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第
67号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正
について、日程第5、議案第68号 職員の給与に関する条例の一部改正
について、日程第6、議案第69号 大郷町企業職員の給与の種類及び基
準に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第70号 職員の勤
務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、日程第8、議案第71号
大郷町税条例の一部改正について、日程第9、議案第72号 大郷町国民
健康保険税条例の一部改正について、日程第10、議案第73号 大郷町コ
ミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、
日程第11、議案第74号 大郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第12、
議案第75号 大郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設
備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた
めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、
日程第13、議案第76号 大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一
部改正について、日程第14、議案第77号 大郷町農業労働力調整協議会
条例の廃止について、日程第15、議案第78号 和解及び損害賠償の額の
決定について、日程第16、議案第79号 財産の貸付について、日程第17、
議案第80号 工事請負契約の締結について、日程第18、議案第81号 工
事請負変更契約の締結について、日程第19、議案第82号 平成28年度大
郷町一般会計補正予算（第5号）、日程第20、議案第83号 平成28年度
大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第21、議案第84号
平成28年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第22、議

案第85号 平成28年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、
日程第23、議案第86号 平成28年度大郷町農業集落排水事業特別会計補
正予算（第2号）、日程第24、議案第87号 平成28年度大郷町戸別合併
処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）、日程第25、議案第88号 平成
28年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）、日程第26、議
案第89号 平成28年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）を一括議
題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号及び議案第
70号について説明を求めます。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） 議案説明の前に、本議案書に誤記がありましたので、
おわび申し上げます。正誤表をお配りしておりますとおおり、5カ所に誤
記がありました。改めておわび申し上げ、訂正をお願いいたします。今
後議案書製本の際は十分な校正、確認をいたし、提出いたします。

それでは議案説明を申し上げます。1ページ。

議案第66号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部改正について

大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年大
郷町条例第6号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成28年12月7日 提出

大郷町長 赤間正幸

次のページ、別紙をごらんいただきたいと思います。

まず、今回の改正理由でございます。平成28年度人事院勧告に基づき
特別職の国家公務員の給与改定が決定されたことに準じまして本町議会
議員の期末手当を改正するものでございます。

第1条期末手当について、第5条第3項中12月支給分の「100分の165」
を「100分の175」に改めるものでございます。

第2条は期末手当について、第5条第3項中6月の支給分の「100分の
150」を「100分の155」、それから12月支給分「100分の175」を「100分
の170」に改めるものでございます。

附則としまして、施行期日は公布の日から施行するものでございます。
ただし、第2条の規定は平成29年4月1日とし、第1条の規定は平成28年
4月1日から適用するものでございます。

報酬の内払いにつきましては、あす支給されます12月の期末手当は条
例改正の内払いとし、年内に差額調整するものでございます。

次に移ります。3ページ。

議案第67号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和41年大郷町条例第8号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成28年12月7日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

4ページごらんさせていただきます。別紙です。

今回の改正理由申し上げます。

平成28年度人事院勧告に基づき特別職の国家公務員の給与改定が決定されたことに準じまして本町特別職の期末手当を改正するものでございます。

まず、第1条は期末手当について、第3条第2項中12月支給分の「100分の165」を「100分の175」に改めるものです。

第2条は期末手当について、第3条第2項中6月の支給分の「100分の150」を「100分の155」に、12月支給分「100分の175」を「100分の170」に改めるものでございます。

附則としまして、施行期日は公布の日から施行するものです。ただし、第2条の規定は平成24年4月1日とし、第1条の規定は平成28年4月1日から適用するものです。

給与の内払いにつきましては、あす支給されます12月の期末手当は改正条例の内払いとし、年内に差額調整するものです。

次に移ります。5ページ。

議案第68号 職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例（昭和32年大郷町条例第12号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成28年12月7日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

次の6ページ、別紙をごらんさせていただきます。

まず、今回の改正理由です。平成28年度人事院勧告に基づき一般職の国家公務員の給与改定が決定されたことに準じて本町職員の給与等を改正するものです。

まず、第1条関係です。勤勉手当について、第19条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を6月支給分「100分の80」と12月支給分「100分の90」に改め、同項第2号「100分

の37.5」を6月支給分「100分の37.5」、12月支給分「100分の42.5」に改めるものです。

別表第1の給料表でございますが、次の7ページから9ページに改めるものでございます。

次に、10ページごらんになっていただきたいと思います。

第2条関係、扶養手当についてです。第9条中第2項中の文言の整理と同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を6号とし、第3号を第4号に、第2号の次に第3号として「満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある孫」を加えるものです。今回、子と孫を区分したものでございます。

第9条第3項は扶養手当の月額を配偶者・父母・孫などは1人6,500円、満22歳までの子を1万円に改めるものです。

第10条につきましては扶養手当の届け出関係です。第9条の改正に伴い、子と孫を区分するものでございます。

次に第19条、11ページの下の方ですね。改正条例第11条の勤勉手当の支給率を来年以降6月期及び12月期を同率にするものでございます。

附則としまして、施行期日は公布の日から施行しますが、ただし第2条の規定は平成29年4月1日とし、第1条の規定は平成28年4月1日から適用、遡及適用し、給与改定による減給補償をするものでございます。

給与の内払いについては、既に支給された給与は改正条例の内払いとし、年内に差額調整するものでございます。

次に13ページ。

議案第69号 大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和53年大郷町条例第12号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成28年12月7日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

次のページごらんになっていただきます。

今回の改正理由です。平成28年度人事院勧告に基づき一般職の国家公務員の給与改定が決定されたことに準じて本町の地方公営企業法適用職員の給与等を改正するものです。

第5条ですが、これは扶養手当関係です。第5条第2項中、子と孫を区分するものです。

なお、給料表及び勤勉手当につきましては、企業職員の給与に関する

規定において改正するものです。

附則としまして、施行期日は平成29年4月1日から施行するものでございます。

次に15ページ。

議案第70号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大郷町条例第6号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成28年12月7日 提出

大郷町長 赤間正幸

16ページ、次のページごらんさせていただきます。

まず、改正理由です。平成28年度人事院勧告に基づき地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに関して、育児休業並びに介護休暇について一部改正するものです。

まず、第8条の2 育児または介護を行う職員の早出・遅出出勤について定めております。

第8条の2 第1項中「その子」の定義に民法第817条の2 第1項の規定、いわゆる特別養子縁組の「監護期間中の子」と、それから児童福祉法第27条第1項第3号の規定「養子縁組、里親に委託されている子」などを加えたものです。

同条第2項は介護の定義を「要介護者」とし、その子についても前第1項の改正内容にしたものでございます。

次のページ以降にいきます。

第11条 休暇の種類について、「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」とするものです。

第15条 介護休暇について、要介護者を加え、本条例の定めにより申し出に基づき要介護者の介護休暇を、3回を超えず、かつ通算6カ月を超えない範囲とするものです。

第15条の2、これは介護時間の新設です。要介護者の介護時間として連続して3年間において1日2時間を超えない範囲とするものです。介護時間についても無給となります。

第16条 介護休暇の承認について、介護休暇及び介護時間を加えたものでございます。

附則としまして、施行期日は平成29年4月1日からとするものです。

経過措置を設け、改正前の条例適用者の運用を図ります。

以上、議案第66号から議案第70号まで5議案について、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いし、提案理由の説明といたします。
議長（石川良彦君） 以上で、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号及び議案第70号について説明を終わります。

次に、議案第71号及び議案第72号について説明を求めます。税務課長。
税務課長（武藤弘子君） 議案第71号及び議案第72号の提案理由を申し上げます。議案書の19ページをお開き願います。

議案第71号 大郷町税条例の一部改正について

大郷町税条例（昭和36年大郷町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成28年12月7日 提出

大郷町長 赤間正幸

今回の改正につきましては、日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講ずるため、日台民間租税取り決めが締結されたことを受け、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が一部改正されたことに伴いまして必要な改正を行うものでございます。

今回の主な改正概要を申し上げます。

税条例につきましては、外国居住者等に係る特例適用利子等について分離課税を行い、関係する総所得に当該利子等を加えるものです。

次のページ、別紙をごらん願います。

附則第18条の2は、特例適用利子等及び特例利子配当等に係る個人の町民税の課税の特例について規定しておりますが、外国居住者等所得相互免除法が改正されたことに合わせて新設されたものでございます。

附則第18条例の3は、条例適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について規定しておりますが、附則第18条の2を新設することに伴い、附則第18条の2を第18条の3に条ずれするものでございます。

なお、附則の第1条施行期日でございますが、平成29年1月1日から施行とするものでございます。

第2条経過措置でございますが、個人の町民税への適用については平成30年度から課税とするものでございます。

以上で、議案第71号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第72号の提案理由を申し上げます。26ページをお開き願います。

議案第72号 大郷町国民健康保険税条例の一部改正について

大郷町国民健康保険税条例（昭和30年大郷町条例第3号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成28年12月7日 提出

大郷町長 赤間正幸

今回の主な改正概要につきましては、町民税で分離課税される特例適用利子等の額並びに配当の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるため、規定の整備を行うものでございます。

次のページの別紙をごらん願います。

附則第11項は、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例について規定しておりますが、外国居住者等所得相互免除法が改正されたことに合わせて新設されたものでございます。

次の附則第12項は、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例について規定しておりますが、こちらも11項の改正と合わせて新設されたものです。

また、現行の附則第11項から第13項につきましては、それぞれ項番号を2項ずつ繰り下げるものです。

なお、附則の第1条施行期日でございますが、平成29年1月1日からの施行とするものです。

第2条適用区分でございますが、改正後の規定は平成29年度以降の年度分の国保税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとするものです。

以上で、議案第72号の提案理由の説明を終わります。

議案第71号及び議案第72号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第71号、議案第72号について説明を終わります。

次に、議案第73号について説明を求めます。教育課長。

教育課長（浅野辰夫君） それでは、議案第73号について提案理由を申し上げます。議案書の30ページをお開きください。

議案第73号 大郷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

大郷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（昭和60年大郷町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成28年12月7日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

別紙をごらんください。

今回の条例改正は、児童福祉法に基づく障害者通所施設である放課後等デイサービス施設を、平成29年4月に開設予定の一般社団法人に大郷町粕川社会教育センターを貸与することを前提として本教育センターを本年いっぱいまで廃止するために所要の条例改正案を御提案させていただくものでございます。

第2条第2項の表はコミュニティセンターの名称及び位置を規定したものでございますが、この表から「大郷町粕川社会教育センター」の項を削除するものです。

同じく第9条と別表4の条文からも同様に文言の削除を行うものです。

附則として、この条例は平成29年1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第73号の議案説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第73号について説明を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午 後 2 時 1 4 分 休 憩

午 後 2 時 2 4 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第74号及び議案第75号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） それでは、議案第74号及び議案第75号の提案理由を申し上げます。議案書32ページをお開き願います。

議案第74号 大郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年大郷町条例第15号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成28年12月7日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

今回提案します条例の一部改正につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行及び関係法令の規定により平成28年2月5日に指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する条例が、

また平成28年3月31日に地域における医療及び介護の総合的な確保推進するための関係法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令がそれぞれ公布され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことにより、大郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

主な改正点につきましては、法律の改正により通所介護を提供する事業所のうち、利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所については、平成28年4月1日から地域密着型通所介護として町が指定する地域密着型サービスへ移行することから、現行条例に地域密着型通所介護に関する基準を加えるものでございます。

なお、法律の経過措置により地域密着型通所介護に関する基準の条例の施行につきましては、1年間猶予されております。条例の施行までは省令の基準が適用されることとなっております。

また、基準を条例で規定するに当たりましては、記録の保存期間を除き国で定める省令基準どおりの内容で規定しております。

記録の保存期間につきましては、介護給付費の返還請求による消滅時効期間を考慮し、省令基準の2年を他の地域密着型サービス同様に5年として規定することとしてございます。

それでは、改正の内容を御説明いたします。次ページの別紙をごらん願います。

なお、説明に当たりまして今回の改正にあわせて介護保険法の改正に伴う引用規定の条項及び語句の改正を行う部分がございますが、そちらの説明は省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

目次につきましては、第4章の前に第3章の2として地域密着型通所介護に関する部分を加えるもので、追加条項は第59条の2から第59条の38までとなります。

34ページをお開きください。

第14条につきましては、今回の改正に伴う引用条項の改正でございます。

第3章の次に第3章の2として地域密着型通所介護を新設し、第1節基本方針として第59条の2を定めるものです。

次に、第2節人員に関する基準として、第59条の3に従業員の員数として第1号生活相談員から次ページ、第4号機能訓練指導員までの配置基準を定めるもので、基本としてそれぞれ1人以上の配置を要すること

となります。

37ページをお開きください。

第59条の4に管理者として常勤の管理者の配置を規定してございます。

第3節設備に関する基準については、第59条の5として地域密着型通所介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならないという規定です。

38ページをお開きください。

第4節運営に関する基準については、第59条の6として心身の状況等の把握について、第59条の7として利用料等の受領について、次ページでございます。第59条の8として指定地域密着型通所介護の基本方針について、第59条の9として具体的取り扱い方針について、40ページをお開きください。第59条の10として地域密着型通所介護計画の作成について、次ページでございます。第59条の11として管理者の責務を、第59条の12として事業の運営に関する重要事項に関する運営規定を定めることについて、42ページをお開きください。第59条の13として従業員の勤務の体制を定めることについて、第59条の14として利用定員の遵守について、第59条の15として非常災害対策について、第59条の16として衛生管理等の措置について、次ページでございます。第59条の17につきましては地域との連携についての規定で、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者・家族・地域住民の代表者、町の職員又は地域包括支援センターの職員及び知見を有する者等で構成する運営推進会議を設置し、6月に1回以上活動状況の報告と評価を受け、必要な要望・助言を聞く機会を設けなければならないこととなります。

なお、この条項につきましては、第59条の38及び第4章以降の地域密着型サービスにおいても準用規定として盛り込まれることとなります。

次に、第59条の18として事故発生時の対応について、44ページをお開きください。第59条の19として記録の整理について規定しております。この第2項で規定する保存期間につきましては、完結の日から5年間としておるものでございます。第59条の20につきましては、準用規定でございます。

次ページでございます。第5節指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運用に関する基準でございます。

第1款として、この節の趣旨及び基本方針について、第59条の22に趣旨を、第59条の23に基本方針を規定してございます。

46ページをお開きください。

第2款人員に関する基準として、第59条の23に従業員の員数について、第59条の24に管理者の配置についての規定でございます。

第3款設備に関する基準につきましては、59条の25として利用定員を9人以下とすることについて、次ページ、第59条の26に設備及び備品等の基準を規定してございます。

第4款運営に関する基準については、第59条の27に内容及び手続の説明及び同意について、第59条の28に心身の状況の把握について、48ページをお開きください。第59条の29に指定居宅介護支援事業者等との連携について、第59条の30に指定療養通所介護の具体的取り扱い方針について、次ページでございます。第59条の31に療養通所介護計画の作成について、50ページをお開きください。第59条の32に緊急時の対応について、第59条の33に管理者の責務について、次ページでございます。第59条の34に運営規定を定めることについて、一番下の段から52ページにかけて第59条の35として緊急時対応医療機関を定めることについて、第59条の36として安全・サービス提供管理委員会の設置について、第59条の37として記録の整理について、なおこちらも第2項でこちらの書類の保存期間について5年間という規定となっております。次ページでございます。第59条の38については、準用規定となっております。

以上が、今回の改正により追加される第3章の2に係る部分でございます。

第60条以降につきましては、第4章以降の地域密着型サービスに係る規定について、介護保険法の改正に伴う引用条項及び語句の改正と、地域密着型通所介護と同様の取り扱いとなる運営推進会議の設置や運営に関する基準について準用規定に盛り込まれることとなり、同様の現行規定については削除という形となります。

54ページをお開きください。

認知症対応型通所介護に関する部分としまして、第67条及び第68条、第72条、第74条から第78条の2までは削除となり、中段の第80条の準用規定の中に盛り込まれることとなります。

次に、小規模多機能型居宅介護に関する部分として、第82条から次ページの第108条の準用規定の改正となります。

認知症対応型共同生活介護に関する部分として、第109条から中段の第128条の準用規定の改正でございます。

地域密着型特定施設入居者生活介護に関する部分として、第129条から56ページにわたります第149条の準用規定の改正となっております。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する部分として、第150条から第177条の準用規定と、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に関する第189条の準用規定の改正でございます。

看護小規模多機能型居宅介護に関する部分として、57ページの201条及び第202条の準用規定の改正となっております。

以上が、改正の内容となります。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第74号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第75号の提案理由を申し上げます。58ページをお開き願います。

議案第75号 大郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

大郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年大郷町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成28年12月7日 提出

大郷町長 赤間正幸

今回提案します一部改正につきましては、議案第74号と同様に地域における医療及び介護の総合的な確保推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行及び関係法令の規定により、平成28年2月5日及び平成28年3月31日に省令が公布され、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことにより、本条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

主な改正点につきましては、介護予防認知症対応型通所介護において、地域との連携や運営の透明性を確保するため運営推進会議の義務づけなど地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえた地域との連携に関する事項について規定するものでございます。

なお、条例で基準を定めるに当たりましては、現行条例同様に省令基準のとおり規定するものでございます。

それでは改正の内容を御説明いたします。次ページの別紙をごらん願います。

なお、説明に当たりまして、今回の改正にあわせて介護保険法の改正に伴う引用規定の条項及び語句の改正を行う部分がございますが、そちらの説明は省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

第39条については地域との連携に関する規定で、新たに第1項、第2項、第5項を加えるもので、第1項については指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は利用者及び家族、地域住民の代表者、町の職員又は地域包括支援センターの職員、知見を有する者などにより構成される運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上活動状況を報告し、評価を受けるとともに運営推進会議から要望・助言等を聞く機会を設けなければならないという運営推進会議設置の義務づけに関する規定でございます。

第2項につきましては、前項の規定による記録の作成と公表について定めるものでございます。

なお、この規定につきましては、以降の準用規定にも盛り込まれております。

60ページをお開きください。

第5項については、指定介護予防認知症対応型通所介護を行う場合には施設に居住する利用者以外の者に対しても通所介護の提供を行うことについての努力規定となっております。

第40条については、第39条の改正に伴い記録の整備事項に運営推進会議に関する記録を加えるものでございます。

第44条については、既定の表に「指定地域密着型通所介護事業所」の語句を加えるものでございます。

第62条については、介護予防小規模多機能型居宅介護に関する地域との連携に関する規定で、第39条の改正により削除し、第65条の準用規定として盛り込むものでございます。

第86条につきましては、介護予防認知症対応型共同生活介護に関する準用規定で、第39条の改正に伴い改正するものでございます。

以上が、改正内容でございます。

次ページの附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第75号の提案理由の説明を終わります。

議案第74号及び議案第75号につきまして、御審議の上、御可決賜りま

すよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第74号及び議案第75号について説明を終わります。

次に、議案第76号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（鎌田光一君） 議案第76号の提案理由を申し上げます。62ページをお開き願ひます。

議案第76号 大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成9年大郷町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成28年12月7日 提出

大郷町長 赤間正幸

今回の条例改正は、町が収集・運搬に使用するごみ袋のうち、燃えるごみ用として45リットル用を追加し、また手数料についても一部改正するものでございます。

それでは、内容について別紙にて御説明申し上げます。

別表一般廃棄物の部中、町が収集・運搬を行うごみのうち、燃えるごみに45リットル用指定ごみ袋を追加し、1枚につき16.5円とし、同じく30リットル用指定ごみ袋1枚につき15円から13円に、リサイクル2ごみの45リットル用指定ごみ袋1枚につき18円から16.5円に改正し、同表中英語単位表記の「ℓ」をカタカナ表記に改めるものでございます。

次ページに附則でございます。この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第76号について、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第76号について説明を終わります。

次に、議案第77号について説明を求めます。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） それでは、議案第77号の提案理由につきまして御説明いたします。議案書の65ページをお開き願ひます。

議案第77号 大郷町農業労働力調整協議会条例の廃止について

大郷町農業労働力調整協議会条例（昭和39年大郷町条例第21号）を別紙のとおり廃止するものとする。

平成28年12月7日 提出

大郷町長 赤間正幸

次のページをお開き願ひます。

今回提出いたします大郷町農業労働力調整協議会条例の廃止につきましては、農地法及び農業経営基盤強化法による担い手の支援策が講じられていることから、本条例の廃止を提出するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上をもちまして、議案第77号の説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第77号について説明を終わります。

次に、議案第78号について説明を求めます。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） それでは、67ページお願いいたします。

議案第78号 和解及び損害賠償の額の決定について

町は、職員■■■■が公用車を運転中、大郷町の■■■■氏の所有車との物損事故に起因する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償の額を決定する。

記

1 町の義務に属する損害賠償の額 一金6万3,009円

2 和解の相手方 住所 ■■■■

氏名 ■■■■

3 和解の内容

平成28年10月28日午後1時38分ころ、職員■■■■が町公用車（■■■■）を運転し、大郷町大松沢字築道東173-1付近において、コンビニエンスストア駐車場から県道に出てきた相手方の配偶者が運転する相手方車両（■■■■）の右側面と公用車の左前部が接触し、双方の車両の一部が破損したもので、町の過失割合2割、相手方の過失割合8割とし、それぞれの損害額を賠償することを条件に和解する。

平成28年12月7日 提出

大郷町長 赤間正幸

今回の交通事故につきましては、■■■■課職員が公務中公用車で運行中に相手方と物損事故により生じたものでございます。和解協議の結果、相手方の過失割合を8割とすることで協議が整い、和解するものでございます。

以上、議案第78号について、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第78号について説明を終わります。

次に、議案第79号及び議案第80号について説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、まず議案第79号により提案理由の御説明を申し上げます。議案書の68ページをお開きいただきます。

議案第79号 財産の貸与について

次のとおり、財産を貸し付けしたいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 貸付物件 名称 粕川社会教育センター。
所在地 大郷町粕川字伝三郎1番2、1番4、11番1の一部、11番2の一部、14番3の一部、20番2の一部、23番2の一部
2. 貸付の相手方 住所 大郷町東成田字三嶽7番地
名称 一般社団法人めるくまーる
代表理事 児玉幸司
3. 貸付金額 無償
4. 貸付目的 放課後等デイサービス事業施設として
5. 貸付期間 貸付契約締結の日から平成33年3月31日まで
6. 貸付内訳

まず土地でございます。面積7,869平米。地目といたしまして、うち学校用地7,273平米、その他596平米。

続いて建物でございます。①校舎、鉄筋コンクリートづくり2階建てほか、床面積1,712平方メートル。②屋内運動場、鉄骨づくり2階建て、床面積743平米。③倉庫（3棟）、骨造づくり平屋建て、床面積計27平米。

平成28年12月7日 提出

大郷町長 赤間正幸

本件につきましては、議案第73号で御提案を申し上げました粕川社会教育センターの廃止に伴いまして、同施設を放課後等デイサービス事業施設として無償貸し付けをすることにつきまして地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この施設の貸し付けに関しましては、事業者から事業計画の提示を受け、関係各課により協議をしたところでございますが、まず1つには本町の総合計画においても心身障害者福祉の項におきまして関係機関と連携し、福祉的就労機会の確保等に努めるものとしていること、また地域での暮らしを支援するとともに自立に向けた生活支援体制の構築や生活

環境の整備に努め、日中活動の場の確保に努めるとともに地域生活支援事業推進する等々としていることなど、総合計画の方針及び大郷町障害者福祉計画の趣旨にまず合致をしていること、次に障害児のデイサービス施設が町内にないため保護者の送迎等の負担軽減につながることに、また事業者におきましては、これまで同様の業務に従事をしてきていることから十分な経験を有しており、事業計画も適切と考えられること、あわせて施設の開所により粕川地域の活性化が期待されること、これらの理由から、これを無償貸し付けをする方針とし、今般御提案をさせていただきます。

貸し付けの内訳につきましては、今回の議案書並びに全協において御説明申し上げたとおりとなっております。土地につきましてはプール部分を除き7,869平米、建物につきましては校舎、屋内運動場、倉庫となりまして床面積の合計は2,482平米となるものでございます。

なお、貸し付け期間につきましては、当面平成33年の3月31日までとし、以降5年ごとに契約を更新する予定として考えてございます。

議案第79号についての説明は、以上でございます。

続きまして、議案第80号につきまして御説明を申し上げます。70ページをお開きいただきます。

議案第80号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的 平成27年度（繰）公営住宅等整備事業（高崎団地）造成工事（第2期）
2. 契約の方法 条件付一般競争入札
3. 契約金額 一金 89,640,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
6,640,000円）
4. 契約の相手方 大郷町土橋字台畑11番地の1 株式会社高一建設
平成28年12月7日 提出

大郷町長 赤間正幸

この議案第80号につきましては、高崎団地造成工事の工事請負契約の締結に当たりまして工事予定価格が5,000万円以上となりますことから

地方自治法並びに条例の定めるところにより議会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、資料のほうをつけさせていただいておりますが、この資料によりまして、まず工事概要の説明をさせていただきたいと思っております。資料のほうを御準備願いたいと思っております。

まず、資料1の部分でございます。工事概要です。

本工事につきましては、高崎団地の敷地の造成に当たりまして開発に伴う調整池1,842.83平米について施工するものでございます。

主な工事内容といたしましては、擁壁工といたしまして逆T型擁壁工122メートル、L型擁壁工68メートルの整備。それから放流施設工及び流入路工として管渠工のほか放流施設棟及び吐水ます等の整備、護岸工といたしまして平ブロック張り工235平米を施工するものとなっております。

続きまして、資料の2をごらんいただきたいと思います。今回の工事の施工場所について土地利用計画図に示したものとなっております。丸で囲んだ部分が今回の施工範囲となっております。

続いて、資料3をごらんいただきます。資料3は今回の工事の入札結果についての資料となっております。

この中の2にありますとおり入札方法は条件つき一般競争入札となっております。入札参加資格確認申請のあった寺島建設工業株式会社、株式会社小野建設、株式会社高一建設、株式会社大郷建設の4社による入札となったものでございます。

なお、入札執行日は平成28年11月21日（月曜日）午前9時30分でございます。

今回の入札結果につきましては、資料のこの4に示したとおりとなっておりますけれども、ここで議案提出までの経緯について、まず御説明を申し上げたいと思っております。

本件につきましては、設計金額1,000万円以上の工事ということでございましたので、担当課より提出をされました条件つき一般競争入札執行に係る設定条件の内申書に基づきまして10月26日、入札参加条件設定委員会を開催し、資格条件を設定したところでございます。

この会議において設定した主な資格条件でございますけれども、①といたしまして、土木一式の承認格付けBランク以上の社で建設業法に規定する経営事項審査の土木一式の総合評定が700点以上、1級技術者数が1名以上であること。②といたしまして、入札公告日において富谷市

及び郡内に本店または支店を有すること。③といたしまして、直接雇用関係のある主任技術者を配置できること。④としまして、平成23年度以降に元請として国または地方公共団体から受注し、引き渡しの完了した土木一式工事の施工実績を有すること等としたところでございます。

その後、10月31日に建設工事条件つき一般競争入札公告を行いまして設計図書の閲覧、参加申請書の受付期間を経まして11月10日、入札参加資格判定委員会を開催したところでございます。

入札参加申請に当たりましては、今回落札した株式会社高一建設ほか議案に記載しており、資料に記載をしております全4社から申請があり、全てについて適格者であると判定通知をし、11月21日にこの4社による入札を執行したところとなっております。

入札の結果は資料にありますとおり最低入札価格は株式会社高一建設の8,300万でございまして、この額は予定価格である8,397万5,000円を下回り、かつ低入札調査基準価格7,209万4,133円を上回っていたため同社を落札者とし、契約金額を消費税及び地方消費税の額を加算した8,964万円として、11月25日付で工事請負仮契約を締結したところとなっております。

なお、工期につきましては、平成29年3月24日といたしております。

以上、議案第79号並びに議案第80号についての説明を終わります。御審議の上、御可決を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第79号及び議案第80号について説明を終わります。

次に、議案第81号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 議案第81号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。議案書の71ページをお開き願います。

議案第81号 工事請負変更契約の締結について

平成28年3月8日議決、同日締結の平成27年度公営住宅等整備事業（高崎団地）造成工事（第1期）請負契約事項の中、下記のとおり変更契約したいので議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 変更なし
2. 契約の方法 変更なし
3. 契約金額 「174,744,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額12,944,000円）」を「161,264,520円（う

ち、取引に係る消費税及び地方消費税の額11,945,520円)」に変更。

4. 契約の相手方 変更なし

平成28年12月7日 提出

大郷町長 赤間 正幸

提案理由を御説明申し上げます。

当該工事は公営住宅等整備事業（高崎団地）のうち城北工業株式会社仙台支店が受注しております造成工事（第1期）でございます。今回は造成工事に使用いたします盛り土材料につきまして、当初設計では購入土を計上しておりましたが、国土交通省で実施しております吉田川の河道掘削工事で発生しました土砂につきまして一部流用することに伴う工事費を減額するものでございます。

また、施工予定でありました路盤工につきまして、仮設道路を兼ねた下層路盤の一部施工により安定した路盤を確保できることから今後の側溝敷設や上水道管布設が効率的に実施でき、路盤工の一部につきましてはアスファルト舗装工と合わせて実施すべきとの判断により、減額に至ったものでございます。

その結果、現請負代金に対する変更額は1,347万9,480円、税抜きで1,248万1,000円の減額となり、率にいたしまして現契約の7.7%の減少となっております。

以上、御説明申し上げました議案第81号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第81号について説明を終わります。

次に、議案第82号について説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、議案第82号について御説明申し上げたいと思います。補正予算書の2ページをまずお開きいただきたいと思っております。

まず、説明を行います前に今回御提案いたしました一般会計の補正予算の中で第2表につきまして、一部誤記による修正がございました。正誤表のところ提出しているところがございますけれども、不手際がありましたことについては、まず初めにおわびを申し上げたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

それでは、御説明してまいりたいと思っております。

議案第82号 平成28年度大郷町一般会計補正予算（第5号）

平成28年度大郷町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところ

ろによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,910万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6,780万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年12月7日 提出

大郷町長 赤間正幸

それでは、初めに今回の一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、国家公務員に対する人事院勧告を受けました人件費の調整、内容的には主に一般職の勤勉手当並びに特別職の期末手当の支給率0.1カ月の引き上げと、給料表の4月遡及における改定でございます。これにプラスして一億総活躍社会の実現に向けた国の2次補正予算に伴う予算の調整のほか、各種施設の整備費等に関する所要の予算について計上したものとなってございまして、主な増額補正事業といたしましては企業立地促進奨励金、低所得者向けの簡素な給付措置となる臨時福祉給付金、欠下2号橋の改良工事、高崎団地敷地造成工事などとなっているところでございます。

歳入面につきましては、国の2次補正等による事業費の見直しに伴いまして国庫支出金並びに町債の調整を行いましたほか、その他の特定財源については実績に伴う見直しを行うとともに公共施設整備基金と財政調整基金において財源調整をした内容となっております。

それでは、3ページ以降の第1表をごらんいただきまして、項ごとにまず歳入から内容について御説明申し上げます。

まず、第12款分担金及び負担金第1項分担金12万1,000円の増につきましては、泉田堰の改修工事の変更に伴う分担金の調整となっております。

第13款使用料及び手数料第1項使用料170万円の減につきましては、幼児教育の段階的無償化の実施による保育料の減免対象者の増による内容となっております。

第14款国庫支出金第1項国庫負担金69万5,000円の増は国保保険基盤安定負担金等によるものでございます。

第2項の国庫補助金7,295万5,000円の減につきましては、まず国の2次補正により措置された一億総活躍社会の実現の加速のための社会全体の所得と消費の底上げ、こちらに関する措置として実施をされる低所得者向けの簡素な給付措置、臨時福祉給付金の支給に関する経費が増となった一方で、町道東成田新田線及び上戸線に係る道路台帳整備及び改良舗装事業費並びに欠下2号橋の修繕等に関する事業費の変更によりまして社総交の調整が行われたことによるものでございます。

第3項委託金5万4,000円の増は粕川地区堤防除草作業に係る作業面積に移動があったことによるものでございます。

国庫支出金全体では7,120万6,000円の減となっております。

続きまして、第15款県支出金第1項県負担金36万8,000円の増につきましては、国保保険基盤安定負担金の増等でございます。

第2項県補助金812万2,000円の増につきましては、ドクターヘリランデブーポイントの追加認定並びに農業用施設の長寿命化活動に対する多面的機能支払交付金につきまして予算の配分があったことによる増額補正でございます。

第3項委託金3,000円の増につきましては、経済センサス活動調査費等の交付額決定によるものでございまして、県支出金全体では849万3,000円の増となっております。

第17款寄附金第1項寄附金295万円の増につきましては、ふるさと応援寄附金の収入見込み額の増及び消防団第2部及び第6部におけるポンプ購入契約の請け差の調整を図ったものとなっております。

なお、12月1日現在のふるさと納税の実績でございますけれども、寄附申し込み件数529件に対しまして受け入れ額1,209万5,000円となっております。

第18款繰入金第1項基金繰入金1,774万2,000円の増は財源調整としての基金の繰り入れによるものでございます。

第20款諸収入第5項雑入50万4,000円の減につきましては、山中団地・希望の丘団地の住宅用火災警報機更新に係る住宅防火施設整備費補助金、後期高齢者医療療養費給付金の返還金並びに健診の自己負担額の調

整が主な内容でございます。

歳入の最後、第21款町債第1項町債ですが、2,500万円の減額補正となっております。主な内容といたしましては、土木債の部分で国の2次補正に係る事業費の調整によりまして東成田新田線の改良舗装工事、それから上戸線の改良工事及び高崎団地の造成工事等に係る起債額の調整を行ったものとなっております。充当率につきましては、公共事業等債の部分につきましては、通常分につきましては充当率90%、交付税算入率は20%でございます。

なお、今回の国の2次補正に伴いまして措置されました東成田新田線ほかの補正予算債に関する部分につきましては、充当率は100%、交付税算入率は50%となっているものでございます。

なお、公営住宅事業債につきましては、充当率は100%でございますが、交付税措置は特にございません。

次に、災害復旧事業債につきましては、9月議会において追加提案をし、御承認をいただきました大雨による災害復旧工事関係の財源措置として県との協議が整いましたので、今回計上した内容となっております。充当率につきましては、公共土木施設分で100%、農業用施設災については65%でございます。いずれも交付税措置がございます。

以上、歳入補正額合計6,910万4,000円の減でございます。

続きまして、歳出に入ります。

まず、第1款議会費第1項議会費63万3,000円の増につきましては、人事院勧告に伴う人件費の調整等によるものでございます。

なお、人件費については、以下同様の内容となっております。

次に、第2款総務費第1項総務管理費2,492万5,000円の増につきましては、人件費のほか電算システム回線の強化等に伴う通信運搬費の増、パソコンの更新に伴うソフトウェア40ライセンスの購入費、ふるさと納税額の増額修正による御礼品及び業務委託費の調整、粕川社会教育センター進入路の改修工事、法定外公共物となります東沢住宅の進入路の側溝修繕工事、企業立地促進奨励金が主な内容となっております。

なお、財産管理費中の樹木伐採処分業務とありますのは、東沢住宅東側の支障木並びに味明川の支障木の伐採業務。

企画費における企業立地促進奨励金につきましては、東成田の高木商店さんへの奨励金2年目でございます。

諸費のドクターヘリランデブーポイントの看板につきましては、大松沢社会教育センターに設置を予定してございます。

また、住民バスの修繕料につきましては、修理車両の増により現計予算が不足したことから追加計上したものでございまして、同じくバス機器の購入費に当たりましては事故車両の代替車の購入に係る整理券の発行機及び料金箱の購入費となっております。

続きまして、第2項の徴税費355万9,000円の減につきましては、人件費の調整のほか固定資産鑑定評価業務及び航空写真撮影業務におきまして業務の共同施行等により契約請け差が発生したことによる減額が主な要因となっております。

第3項戸籍住民基本台帳費19万6,000円の増は人件費によるものでございます。

第4項選挙費71万6,000円の減につきましては、鶴田川沿岸土地改良区総代選挙が無投票となったことによる不用額の整理をしたものでございます。

第5項統計調査費1万円の増は補助対象事務費の調整によるものでございます。

2款全体では2,085万6,000円の増でございます。

続いて、第3款民生費第1項社会福祉費3,114万9,000円の増につきましては、人件費及び繰出金等の調整及び低所得者に対する臨時福祉給付費、これは給付額1万5,000円、対象者1,700人の想定でございます。これらの関連費用の計上のほか、敬老会等の事業完了による不用額を調整したものでございます。

第2項児童福祉費209万9,000円の増につきましては、乳幼児総合教育施設の幼児用トイレの改修工事が主な内容でございます。

3款全体では3,324万8,000円の増となっております。

続きまして、第4款衛生費第1項保健衛生費339万4,000円の減につきましては、人件費の調整及び検診等が終了したことによる不用額の調整による内容でございます。

4項の上水道費506万円の減につきましては、会計制度の見直しによりまして償却資産の取得や改良に伴う水道事業に対して交付される補助金等につきまして、長期前受金として負債計上した上で減価償却見合い分を順次収益化する取り扱いとなりました結果、繰り出し基準となる資本費が基準を下回ったことによりまして水道高料金対策補助金が繰り出し対象外となったことによるものでございます。

4款全体では845万4,000円の減となっております。

続きまして、第5款農林水産業費第1項農業費951万2,000円の増につ

きましては、人件費のほか国・県の予算配分の確定によります6組織への多面的機能支払交付金、農集排線出金の調整、それから物産館の旧事務室及び洋室の空調設備修繕工事が主な内容となっております。

なお、農地費におきましては、泉田堰改修の事業費の変更に伴う予算の調整を行っております。

第6款商工費第1項商工費46万2,000円の増につきましては、人件費の調整によるものでございます。

続きまして、第1表は5ページの関係になります。

第7款土木費第1項土木管理費65万1,000円の増につきましては、人件費の調整によるものでございます。

第2項の道路橋梁費1億5,242万7,000円の減につきましては、道路台帳の作成費、町道の改良舗装工事ほか道路橋梁の関係経費の調整となっております。

主な内容ですが、まず道路橋梁費におきましては国の2次補正を含めた社総交の内示額の変更に伴いまして東成田新田線、上戸線ほかの道路台帳作成に係る調整を図ったものでございます。

道路新設改良費におきましては、同様に東成田新田線、上戸線に係る改良舗装工事並びに愛宕下鍋釣線ほか1線に係る舗装工事、小山線の舗装工事、上戸線に関する補償費の調整が主な内容となっております。

なお、東成田新田線及び上戸線の改良舗装に関しましては今回の補正をもって事業完工までの予算を確保したものでございます。

それから、生活道路の維持費にあつては、大森沢線の測量設計業務の減額変更、橋梁新設改良費にあつては欠下2号橋の国予算の追加内示による変更となっております。

続きまして、3項の河川費5万1,000円の増の部分につきましては、粕川地区堤防除草業務に係る事務費の調整等によるものでございます。

第4項住宅費705万9,000円の増につきましては、高崎団地の敷地造成工事費につきまして国の予算が追加内示されたことによる事業費の調整及び東北電力・N T Tの支障柱の移転補償費が主な内容となっております。

第5項の都市計画費1,372万8,000円の増につきましては、下水道会計並びに宅地分譲会計への繰出金の調整、並びに郷郷ランドの敷地の拡張に伴う遊具、照明の設置工事等による内容となっております。

7款全体では1億3,093万8,000円の減でございます。

続きまして、第8款消防費第1項消防費137万円の増につきましては、

不来内地区・成田川地区のサイレンの修繕費、それから日本消防協会からの自動車の寄贈による登録費関係、及び不来内地区における消火栓設置工事負担金が主な内容でございます。

続いて、第9款教育費です。

議長（石川良彦君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩とさせていただきます。

午後 3時22分 休憩

午後 3時31分 開議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、引き続き第9款御説明を再開させていただきます。

第9款教育費第1項教育総務費20万1,000円の額につきましては、人件費の調整及びALTの交代がなかったことによる旅費等の減額による内容となっております。

第2項小学校費192万5,000円の増につきましては、教材及び備品の購入、施設の修繕整備に係る費用の計上並びに人件費の調整によるものでございます。

第3項中学校費460万4,000円の増につきましても、小学校費と同様施設の整備費及び教材備品等の購入並びに人件費の調整によるものでございます。

第4項幼稚園費449万7,000円の減につきましては、平成28年度に正職員を採用したことによる臨時職員賃金の調整のほか人件費の調整及び支障木の伐採、園庭築山の改修工事ほか施設管理経費の調整などによる内容でございます。

第5項の社会教育費160万8,000円の減につきましては、人件費のほか各種講座の終了による予算の調整、委託業務の請け差の調整、加えまして野球場のバックネットワイヤー及び擁壁の修繕工事、施設改修工事としての大松沢社会教育センター旧校舎管理のための電源工事が主な内容となっております。

第6項保健体育費33万4,000円の減につきましては、人件費の調整及び給食食材の高騰による賄い材料費の増並びに委託業務の請け差の調整等によるものでございます。

9款全体では11万1,000円の減でございます。

第10款災害復旧費第4項公共施設災害復旧費431万8,000円の増につき

ましては、9月の大雨による災害につきまして新たに確認された被災箇所に対する費用等を計上した内容となっております。測量設計業務におきましては、川内地区の味明川ののり面崩落に関するものとなっております。災害復旧工事にあつては東沢住宅の南東側のり面及び花楸公園ののり面の復旧に関する工事費を、災害応急工事にあつては川内地区の味明川ののり面崩落及び中村姥ヶ沢地内の水路復旧に関する応急工事費の計上でございます。

歳出補正額合計6,910万4,000円の減でございます。

以上、補正前の予算額52億3,690万8,000円から歳入歳出とも6,910万4,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ51億6,780万4,000円とする内容でございます。

続きまして、6ページの第2表によりまして債務負担行為補正について御説明をしてまいります。

今回の補正につきましては、追加が16件、変更が1件でございます。事項、期間、限度額の順に御説明をしてまいります。

まず、追加分となります。

1. 平成29年度大郷町議会広報印刷業務、設定期間28年度から29年度まで、限度額60万9,000円でございます。次年度当初からの業務の円滑な執行のため年度内に契約を行う必要があることから債務負担行為を設定するものです。

2. 平成29年度広報おおさと印刷業務、設定期間28年度から29年度まで、限度額172万9,000円でございます。同様の理由によりまして次年度当初からの円滑な執行のため設定する内容となっております。

3. ふるさと納税委託業務、設定期間28年度から29年度まで、限度額はふるさと納税額の10.8%の額といたしております。インターネットを利用した専用サイトの構築及び御礼品に関する業務を一括して委託するものとなっております。次年度当初からの業務の円滑な執行のため設定するものでございます。

次に4. 平成29年度自家用電気工作物保安管理業務、設定期間28年度から29年度まで、限度217万9,000円でございます。役場庁舎、小中学校、体育施設等全15カ所につきまして電気事業法第38条において定める自家用電気工作物の適切な維持管理及び同法に規定する保安管理規程の制定、届け出等の業務を委託するものとなっております。次年度当初からの業務の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものとなっております。

次に5. 町有施設警備保障業務、設定期間28年度から33年度まで、限度額943万4,000円でございます。保健センター、海洋センター、小中学校ほか全12施設に係る機械整備業務の委託でございます。来年3月をもって5年間の現契約期間が満了することから次年度当初からの円滑な業務執行のため設定するものでございます。

6. 役場庁舎宿日直業務、設定期間平成28年度から31年度まで、限度額1,722万5,000円でございます。警備員1名による宿日直業務でございます。来年3月をもって現契約期間が満了することから債務負担行為を設定するものでございます。

次に7. 住民バス車両購入、設定期間28年度から29年度まで、限度額1,954万4,000円でございます。現車両の老朽化に伴いまして修理費のほが増加しておりまして、安定的な運行を確保するために車両を更新するものでございます。車両29人乗りのマイクロバス2台を想定しており、受注生産となり早期の発注が必要となることから債務負担行為を設定するものでございます。

次に8. 大郷町第3次障害者基本計画・第5期障害福祉計画策定業務です。設定期間28年度から29年度まで、限度額590万8,000円です。障害者基本計画にあつては障害者基本法第11条第3項の規定により、また障害福祉計画にあつては障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条の規定により策定をするものでございまして、両計画とも平成29年度で計画期間満了となるため今年度においてニーズ調査などの基礎調査を実施の上、29年度に次期計画策定を予定してるものでございます。

9. 郷郷ランド清掃管理業務、設定期間28年度から31年度まで、限度額812万5,000円でございます。来年3月をもって現契約期間が満了することから当初からの円滑な執行のため設定するものでございます。主な内容は、芝管理が3,500平米及びトイレの清掃、遊具点検等の業務でございます。

次に10. 大郷小学校スクールバス等運行業務、設定期間28年度から33年度まで、限度額4億4,783万円でございます。限度額については、正誤表により確認をお願いをいたします。来年3月をもって現契約期間が満了いたしますことから次年度当初からの円滑な執行のため債務負担行為を設定するとなっており、中型車7台、7コースによる運行を計画してるものでございます。

11. 大郷中学校スクールバス等運行業務、期間が28年度から33年度ま

で、限度額7,654万7,000円でございます。こちらも、正誤表により確認をお願いいたします。理由については小学校と同様でございます、小型車1台、1コースによる運行を計画をしております。

次12. 大郷小学校教育用パソコン賃貸借です。期間が28年度から33年度まで、限度額2,548万2,000円でございます。来年3月をもって現契約期間が満了することから円滑な機器更新のため債務負担行為を設定する内容となっております。主な機器構成でございますけれども、まず教師用パソコンが1台、生徒用が36台、普通教室用のタブレット端末が40台等となっております。最新の機器操作の学習及び主に理科・社会等の学習の理解を深めるために利用する内容となっております。

次13. 大郷中学校教育用パソコン賃貸借。期間28年度から33年度まで、限度額2,020万8,000円でございます。理由については小学校費と同様でございます、機器構成として教師用が1台、生徒用が38台、普通教室用のタブレット端末7台等となっております。

次14. 乳幼児総合教育施設空調設備保守点検業務でございます。期間が28年度から33年度まで、限度額が191万3,000円でございます。こちらにも正誤表により確認をお願いいたします。来年3月をもって現計画期間が満了するため債務負担行為を設定するものでございます。

続いて15. 野球場等芝管理業務、期間28年度から31年度まで、限度額1,346万7,000円でございます。こちらにも来年3月をもって現計画期間が満了いたしますことからスケールメリットを享受しつつ複数年契約による計画的かつ統一した管理を、当初から円滑に行うため設定する内容となっております。対象面積は球場内8,470平米、周辺部分として1,763平米となっております。

最後に16. 体育施設等芝刈除草業務です。期間は28年度から31年度まで、限度額588万3,000円でございます。野球場と同様に複数年契約による計画的かつ統一した管理を、当初から円滑に行うため設定する内容となっております、対象面積としましては1万7,150平米でございます。

次に、変更の部分です。

1. 大郷町学校給食調理等業務、こちらは設定期間の変更はございませんが、平成28年7月4日付で業務委託契約を締結し、各年度における支払い額が確定したため限度額を変更するものでございます。

続きまして、7ページの第3表地方債補正でございます。追加が2件、変更が4件ございます。

まず、追加分でございます。

1. 公共土木施設災害復旧事業、限度額2,640万円、起債の方法・利率・償還の方法については記載のとおりとなっております。これは歳入の部分で御説明申し上げましたとおり、川内地区及び大松沢地区の水路復旧に関する財源措置としての起債を今回計上するものでございます。

続きまして、2. 農業施設災害復旧事業、限度額280万円、起債の方法等については同様でございます。こちらも同様に9月の災害に係る大松沢地区の農業用水路3カ所に対する財源措置としての起債となっております。

次に、2の変更でございます。

まず、1の道路等整備事業につきましては、国の2次補正等に伴う事業量の変更によりまして限度額を1億3,150万円から7,500万円に変更いたします。起債の方法等につきましては、補正前と同様でございます。

次に、2の公営住宅建設事業につきましては、国予算の追加内示による調整によりまして限度額を5,670万円から5,900万円に変更いたします。起債の方法については、同様でございます。

3の児童館建設事業です。対象事業費の調整によりまして限度額を2億6,570万円から2億6,580万円に変更いたします。起債の方法等につきましては、補正前と同様でございます。

なお、本事業に対する充当率は90%となっております。

最後に、4の農業基盤整備促進事業は対象事業費の調整によりまして限度額を330万円から320万円に変更いたします。起債の方法等につきましては、補正前と同様となっており、こちらの充当率も90%となっております。

一般会計の補正予算の内容につきましては、以上でございます。次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第82号について説明を終わります。

次に、議案第83号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（鎌田光一君） それでは、議案第83号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。補正予算書の40ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第83号 平成28年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成28年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,849万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,352万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月7日 提出

大郷町長 赤間正幸

41ページをお開き願います。

今回の補正は、主に保険給付につき薬価・診療報酬改定に伴う医療費上昇が見込まれるための増額補正及び平成28年10月1日に施行された被用者保険の適用拡大に伴い後期高齢者支援金等の額が変更されたことに伴う補正でございます。

第1表歳入歳出予算補正の御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

3款国庫支出金1項国庫負担金の補正額は1,610万3,000円の増額でございます。療養給付費等の増額によるものが主な要因でございます。

同じく2項国庫補助金の補正額は380万3,000円の増額でございます。同じく療養給付費の増額によるものが主な要因でございます。

4款1項療養給付費等交付金の補正額は173万3,000円の増額でございます。これにつきましても、同じく療養給付費等の増額によるものが主な要因でございます。

5款1項前期高齢者交付金の補正額は173万3,000円の増額でございます。被用者保険の適用拡大に伴うものでございます。

6款県支出金1項県補助金の補正額は361万9,000円の増額でございます。療養給付費の増額によるものが主なものでございます。

9款繰入金1項他会計繰入金の補正額は66万3,000円の増額でございます。一般会計からの保険基盤安定繰入金の増額によるものが主なものでございます。同じく1項基金繰入金の補正額は2,224万9,000円の増額でございます。財源調整のための財政調整基金の繰入金でございます。

以上、歳入合計4,849万1,000円の補正額でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費の補正額は4万1,000円の増額でございます。通信運搬費で不足が生じたため増額するものでございます。

2款療養給付費1項療養諸費の補正額は3,236万6,000円の増額ござ

います。薬価・診療報酬改定に伴う医療費上昇が見込まれるため、一般被保険者療養給付費について増額するものでございます。

同じく2項高額療養費の補正額は1,649万6,000円の増額でございます。同じく薬価・診療報酬改定に伴う医療費上昇が見込まれるため、一般被保険者・退職被保険者のそれぞれの高額療養費について増額するものでございます。

3款1項後期高齢者支援金等の補正額は33万6,000円の減額でございます。被用者保険の適用拡大に伴うものでございます。

4款1項前期高齢者納付金等の補正額は1万9,000円の減額でございます。こちらにつきましても、被用者保険の適用拡大に伴うものでございます。

6款1項介護納付金の補正額は9万5,000円の増額でございます。被用者保険の適用拡大に伴うものでございます。

以上、歳出合計4,849万1,000円の補正額でございます。

補正前の予算額10億1,503万1,000円に歳入歳出それぞれ4,849万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,352万2,000円とするものでございます。

次ページ以降の事項別明細書をごらんになっていただきまして、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第83号について説明を終わります。

次に、議案第84号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） それでは、議案第84号につきまして提案理由を御説明いたします。補正予算書49ページをお開き願います。

議案第84号 平成28年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）
平成28年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ900万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,832万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務

を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成28年12月7日 提出

大郷町長 赤間 正幸

今回の補正予算につきましては、本年度の介護給付費の上半期における実績等を踏まえた歳入歳出予算の補正と債務負担行為の設定でございます。

次ページをお開き願います。

それでは、第1表歳入歳出予算補正により項ごとに補正額の概要を御説明いたします。

初めに歳入でございます。

3款支払基金交付金1項支払基金交付金532万円の減額は、介護給付費の減額見込みにより法定割合による交付額を減額するものでございます。

4款国庫支出金1項国庫負担金327万7,000円及び2項国庫補助金196万6,000円の減額につきましても、介護給付費の減額見込みによる負担金及び調整交付金の交付額を減額するものでございます。

5款県支出金1項県負担金289万8,000円の減額につきましても、介護給付費の減額見込みによる交付額を減額するものです。

7款繰入金1項一般会計繰入金237万5,000円の減額につきましても、同様に介護給付費の減額見込みによる繰入額を減額するものでございます。

8款繰越金1項繰越金683万6,000円につきましては、平成27年度決算による繰越金の留保額について今回計上するものでございます。

以上、歳入補正額合計900万円を補正前の額から減額し、歳入合計を10億2,832万9,000円とするものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費2,000万円の減額は、居宅介護サービス等給付費及び施設介護サービス等給付費における上半期の給付実績を踏まえ、減額するものでございます。

2項介護予防サービス等諸費100万円につきましては、訪問介護やデイサービス等に係る給付費に不足を生じる見込みであることから増額するものです。

4款基金積立金1項基金積立金1,000万円につきましては、前年度繰越金等について財源調整のため介護給付費準備基金へ積み立てを行うものでございます。

以上、歳出補正額合計900万円を補正前の金額から減額し、歳出合計を10億2,832万9,000円とするものでございます。

次ページをお開きください。次に、第2表債務負担行為でございます。

1. 大郷町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定業務、期間につきまして平成28年度から平成29年度まで、限度額を701万円として設定するものでございます。高齢者福祉計画につきましては、老人福祉法第20条の8の規定により介護保険事業計画と一体のものとして策定することとされており、介護保険事業計画については介護保険法第117条の規定により3年を1期として定めることとされております。

現行の第6期介護保険事業計画が平成27年度から平成29年度の3カ年度の計画であり、平成29年度に終期を迎えることとなることから、平成30年度から平成32年度を計画期間とした第7期計画を作成するに当たり、今年度内にニーズ調査等を行い、調査結果を踏まえて平成29年度に計画策定を行うことから債務負担行為を設定するものでございます。

以上で、議案第84号の説明を終わります。次ページ以降の事項別明細書等をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第84号について説明を終わります。

次に、議案第85号、議案第86号、議案第87号及び議案第89号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） それでは、議案第85号につきまして提案理由を御説明申し上げます。補正予算書の58ページをお開き願います。

議案第85号 平成28年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
平成28年度大郷町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ496万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,324万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成28年12月7日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

今回の補正につきましては、歳入は繰入金の補正、歳出は職員の人件費並びに工事費の補正を計上しております。

次ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず、歳入でございます。

第3款繰入金第1項他会計繰入金496万8,000円の増額につきましては、財源調整によります一般会計からの繰り入れを増額するものでございます。

歳入合計で496万8,000円を追加し、2億2,324万5,000円とするものでございます。

次に、歳出です。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費4万7,000円の増額につきましては、人件費の調整でございます。

第2項下水道建設費492万1,000円につきましては、高屋敷1号マンホールポンプ2基分の動力ケーブルの交換工事並びに公共汚水ます設置4カ所分の舗装本復旧工事でございます。

歳出合計で496万8,000円を追加し、2億2,324万5,000円とするものでございます。

続きまして、第2表債務負担行為補正の追加でございます。

事項、1. 公共下水道マンホールポンプ点検清掃業務、期間平成28年度から平成31年度まで、限度額2,470万円とするものでございます。これは公共下水道マンホールポンプ点検清掃業務が今年度で委託期間が終了するため、平成29年度からの業務について新たに期間を設定いたしまして点検清掃を行うものでございます。

以上で、下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、67ページをお開き願います。

議案第86号につきまして提案理由を説明申し上げます。

議案第86号 平成28年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度大郷町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,031万7,000円とす

る。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成28年12月7日 提出

大郷町長 赤間正幸

今回の補正につきましては、歳入は繰入金の補正、歳出は職員の人件費、修繕料並びに工事費の補正を計上してございます。

次ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず、歳入でございます。

第3款繰入金第1項他会計繰入金125万2,000円の増額につきましては、財源調整のため一般会計からの繰り入れを増額するものでございます。

歳入合計で補正額125万2,000円を追加いたしまして6,031万7,000円とするものでございます。

続きまして、歳出です。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費45万1,000円の増額につきましては、人件費の調整、土手崎2号マンホールポンプ動力ケーブルの修繕費でございます。

第2項農業集落排水事業建設費80万1,000円の増額につきましては、土手崎2号マンホールポンプ鉄ぶたの交換工事費でございます。

歳出合計で125万2,000円を追加し、6,031万7,000円とするものでございます。

続きまして、第2表債務負担行為補正の追加でございます。

事項、1. 農業集落排水事業マンホールポンプ点検清掃業務、期間平成28年度から31年度まで、限度額1,425万2,000円とするものでございます。これは農業集落排水事業マンホールポンプ点検清掃業務につきまして、今年度で委託期間が終了するために平成29年度からの業務につきまして新たに期間を設定し、点検清掃を行うものでございます。

つづきまして、事項2. 農業集落排水事業粕川地区処理施設維持管理業務、期間平成28年度から平成31年度まで、限度額1,200万1,000円とするものでございます。これは農業集落排水事業粕川地区処理施設維持管理業務につきまして、今年度で委託期間が終了するために平成29年度か

らの業務につきまして新たに期間を設定し、維持管理を行うものでございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、76ページをお開き願います。議案第87号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第87号 平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）

平成28年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,805万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成28年12月7日 提出

大郷町長 赤間正幸

今回の補正につきましては、歳入は繰入金の補正、歳出は職員の人件費の補正を計上してございます。

次ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず、歳入でございます。

第4款繰入金第1項他会計繰入金22万3,000円の増額につきましては、財源調整のため一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

歳入合計で補正額22万3,000円を増額し、6,805万3,000円とするものでございます。

次に、歳出です。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費22万3,000円の増額につきましては、人件費の調整でございます。

歳出合計で補正額22万3,000円を増額し、6,805万3,000円とするものでございます。

つづきまして、第2表債務負担行為補正の追加でございます。

事項１．平成29年度合併処理浄化槽清掃業務、期間平成28年度から平成29年度まで、限度額1,070万2,000円とするものでございます。これは合併処理浄化槽清掃業務が今年度で委託期間が終了するために平成29年度からの業務につきまして新たに期間を設定し、維持管理を行うものでございます。

事項２．平成29年度合併処理浄化槽管理業務、期間平成28年度から平成29年度まで、限度額1,547万5,000円とするものでございます。これは合併処理浄化槽管理業務が今年度で委託期間が終了するために平成29年度からの業務につきまして新たに期間を設定し、点検清掃を行うものでございます。

以上で、合併処理浄化槽特別会計補正予算（第２号）の説明を終わります。

次に、91ページをお開き願います。議案第89号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、公用車の事故に伴う損害賠償、味明地区の水管橋撤去工事、不来内地区の消火栓設置工事、県道配水管等布設がえ工事に伴う設計業務委託並びに中村地区の配管布設工事の補正によるものでございます。

それでは、

議案第89号 平成28年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 平成28年度大郷町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度大郷町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款水道事業収益2億3,767万1,000円から489万6,000円を減額し、2億3,277万5,000円とするものでございます。

第2項営業外収益補正同額につきましては、高料金対策補助金算定に必要な資本費の計算方法につきまして平成26年度から会計制度が見直されたことに伴い、国の繰り出し基準を満たさなくなったことによります高料金対策補助金の減額と公用車の公務時における事故に伴う相手からの損害賠償金によるものでございます。

つづきまして、支出でございます。

第1款水道事業費用2億1,040万4,000円に48万9,000円を増額し、2億

1,089万3,000円とするものでございます。第1項営業費用1億9,297万4,000円に42万6,000円を増額し、1億9,340万とするものでございます。これは味明川を横断しております現在は使用していない水管橋の撤去費用、水道企業会計・固定資産台帳管理システム業務に伴う電話回線に伴う回線変更に伴う回線使用料並びに人件費の補正でございます。

第2項営業外費用1,642万9,000円に6万3,000円を増額し、1,649万2,000円とするものでございます。これは公用車の公務時における事故に伴う相手方への損害賠償金によるものでございます。

次ページをお開き願います。資本的収入及び支出でございます。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,525万円は当年度分損益勘定留保資金6,145万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額379万2,000円で補てんするものとする。)

収入でございます。

第1款資本的収入4,128万2,000円に150万円を増額し、4,278万2,000円とするものでございます。

第2項他会計負担金補正同額につきましては、不来内地区の消火栓移設工事に伴う負担金でございます。

支出でございます。

第1款資本的支出9,478万2,000円に1,325万円を増額し、1億803万2,000円とするものでございます。

第2項建設改良費補正額同額につきましては、県道利府松山線配水管布設がえ工事に伴う設計業務委託料、不来内地区の消火栓移設工事費、中村地区の生活道路改良工事とあわせた配水管の布設工事によるものでございます。

続きまして、債務負担行為でございます。

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、企業会計・固定資産台帳管理システム業務、期間平成28年度から平成33年度まで、限度額400万円、これは企業会計・固定資産台帳管理システム業務が今年度で委託期間が終了いたしますので、平成29年度からの業務につきまして新たに期間を設定いたし、企業会計並びに固定資産台帳の管理を行うものでございます。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与1,294万1,000円に2万8,000円を増額し、1,296万9,000円とするものでございます。

平成28年12月7日 提出

大郷町長 赤間正幸

以上で、水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第85号、86号、87号につきましては事項別明細書をごらんいただき、議案第89号につきましては補正予算説明書（第3号）をごらんいただきまして、御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第85号、議案第86号、議案第87号及び議案第89号について説明を終わります。

次に、議案第88号について説明を求めます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） それでは、議案第88号につきまして提案理由を御説明申し上げます。各種会計補正予算書の85ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第88号 平成28年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度大郷町の宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ889万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,244万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年12月7日 提出

大郷町長 赤間正幸

本会計は、高崎団地の公営住宅建設事業とあわせて事業を執行しております。

なお、本会計は面積按分により事業費の42%を負担しております。

今回の補正は高崎団地の公営住宅建設事業の国費の調整による敷地造成工事費の変更により、単独事業分を計上している本会計について増額補正するものであり、公共用地整備に係る起債及び一般会計繰入金によ

り財源調整を図ったものとなっております。

86ページをお開き願います。第1表歳入歳出補正予算の御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

1款繰入金1項他会計繰入金の補正金額は619万4,000円の増額でございます。敷地造成工事費の変更による増額補正と、公共用地整備事業の平成27年度同意債を平成28年度に繰り越したことによって借り入れがなかったため公債費繰入金を減額するものであります。

2款町債1項町債の補正金額は270万円の増額でございます。一般単独事業債を他会計繰入金とともに財源調整を図ったものであります。

以上、歳入補正合計889万4,000円を補正前の額に追加いたしまして、歳入合計を7,244万3,000円とするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1款宅地分譲事業費1項宅地造成事業費の補正金額は919万4,000円の増額でございます。敷地造成工事費の変更により増額するものであります。

2款公債費1項公債費の補正金額は30万円の減額でございます。平成27年度同意債を平成28年度に繰り越したことによって借り入れがなかったため一般単独事業債利子償還金が発生しないため減額するものであります。

以上、歳出補正額合計889万4,000円を補正前の額に追加し、歳出合計を7,244万3,000円とするものでございます。

続きまして、87ページをお開き願います。第2表地方債補正について御説明申し上げます。

変更でございます。起債の目的は公共用地整備事業でございます。高崎団地の公営住宅建設事業に関する事業量の変更によりまして限度額を1,880万円から2,150万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様になっております。

大郷町宅地分譲事業特別会計の補正予算につきましても説明は、以上となります。次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第88号について説明を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 4 時 2 9 分 散 会